

資料(1)

令和4年度
嘉麻市人権教育・啓発実施計画 実績他

嘉麻市 人権・同和対策課

< 目 次 >

● 1.行政全体としての取組

- 1-1 人権意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 1-2 人権の視点に立った窓口対応等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 1-3 人権に関する情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

● 2.分野別人権施策の推進

- 1 部落問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 2 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 3 子どもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 4 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- 5 障がいのある人の人権問題・・・・・・・・ P 24
- 6 アイヌの人々の人権問題・・・・・・・・ P 28
- 7 外国人の人権問題・・・・・・・・ P 28
- 8 HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等の人権問題・・・・ P 29
- 9 ハンセン病患者・回復者およびその家族等の人権問題・・・・ P 29
- 10 犯罪被害者とその家族の人権問題・・・・ P 29
- 11 刑期を終えて出所した人の人権問題・・・・ P 29
- 12 インターネット上の人権問題・・・・ P 30
- 13 性的少数者の人権問題・・・・・・・・ P 30
- 14 ホームレスの人の人権問題・・・・ P 30
- 15 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題・・・・ P 31
- 16 災害発生時の人権問題・・・・・・・・ P 31

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

1-1 人権意識の高揚

I 人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象とした研修会を実施する際には、人権の視点に立って実施する。

II 行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・新型コロナウイルス感染症拡大防止策をしながら市職員に対する人権研修を実施する。	・手指消毒の徹底、また実施回数を増やし1回の参加者数を減らすなどの対策を行い実施した。	・感染対策を徹底しながら、多様な内容の研修を実施した。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・職員対象の人権研修に積極的に参加し、行政職員に求められる人権意識の高揚を図る。 ・研修会開催時には朝礼等で参加を呼びかける。	・人権研修への参加と呼びかけを実施している。 職員対象の人権研修に課内職員全員が参加することができた。	・研修に参加することで、人権意識高揚に努めることができた。今後も継続して行っていく。
3	防災対策課	・人権研修会への積極的参加 年間 1回以上	・全職員、1回以上研修会に参加した。	・人権に関する知識の向上ができた。今後は学んだ知識を業務に生かし、更なる人権意識の高揚に努める必要がある。
4	企画財政課	・人事秘書課主催の人権研修の全員参加 ・課内での人権に係るOJT（職場内研修）の推進	・人権研修には、課員全員が出席した。年に数回、朝礼時等に意識付けを行った。	・人権研修の参加などを通じて、人権意識の醸成を図った。
5	男女共同参画推進課	・市民向け男女共同参画の啓発活動の実施に当たっては、人権の視点に立って実施する。	あすばる男女共同参画フォーラム2022の映像視聴会を実施した（11月）。	今後も継続して実施する。
6	管財課	・研修会等について自主的に参加を行う。	・職員全員が研修を受講した。 ・管理職においては、部落解放研究第55回全国集会に参加した。	・職員全員人権意識の高揚が図れた。
7	地域活性推進課	・市開催の研修会に積極的に参加し、人権についての正しい知識・理解を深める。	職員全員が希望した日程の研修に参加を行った。	引き続き、人権意識高揚のために職員一人ひとりが研修等で自己研鑽に励む。
8	税務課	・全職員を対象とし、年1回必ず研修会に参加する。	・全職員が研修会に参加した。	・研修を通して人権に対する知識を深めた。今後も継続して行っていく。
9	市民課	・研修会への参加 全職員（会計年度任用職員含む）年間1回以上参加する。 ・研修内容等の共有化 職員間で研修内容の共有を行い人権意識の高揚を図る。	・課内職員32名中31名が1回以上研修会に参加。 ・研修内容については、課内で報告等を行い、共有を図ることができた。	・大部分の職員が研修会に参加することができたが、参加を予定していた研修会が窓口業務と重なり、全員参加には至らなかった。引き続き、全員が参加できるよう進めていく。
10	環境課	・様々なテーマの研修会に1回以上参加することで、広く意識の高揚を図ります。	・全職員が年1回以上の学習機会を確保するには至らなかった。	・業務の関係上全員参加には至らなかった。引き続き取り組みを強化する。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
11	健康課	・人権意識の高揚のため、積極的に学びの機会を確保するとともに、講演会等の企画にあたっては、人権の視点に立った内容であるか、丁寧な検証を行ったうえで実施する。	・全職員が1回以上研修会に参加した。 ・各種教室や講演会の企画及び実施にあたっては、常に人権の視点を意識して行った。	・引き続き、人権尊重の視点に立った運営を行う。
12	子育て支援課	・人権尊重の視点に立った職務を行うために、各種研修会への積極的な参加を促す。	・人事秘書課が実施する職員対象の人権研修に参加し、人権意識の高揚を図った。	・人権意識の更なる高揚を図るために、引き続き人権研修への参加を推進する。
13	高齢者介護課	・「新型コロナウイルス感染症を起因とする差別的扱い等の防止について」のチラシを高齢者介護課の事業等（出前講座、高齢者相談支援センター、在宅介護支援センター、地域密着型運営推進会議、介護事業所集団指導など）の際に配布し、人権に関する周知を行う。 また、年1回以上、職員は、人権の研修会の参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受ける。	・高齢者介護課の事業等において、「新型コロナウイルス感染症を起因とする差別的扱い等の防止について」のチラシの配布による周知を行った。 また、職員については年1回以上、人権の研修会に参加、または参加職員からの研修内容の伝達を受け、人権意識の高揚を図った。	・高齢者介護課の事業等を実施する際は、人権意識の高揚を図るための周知活動を継続して行っていきたい。 また、人権の研修会への参加については、職員が毎年研修会に参加することで、新しい知識を習得し、研鑽していきたい。
14	社会福祉課	・研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚を図る。	・研修会に参加し、人権意識の高揚を図った。	・今後も継続して行う。
15	こども育成課	・保育所、学童保育所職員対象の研修を開催し、職員の人権意識高揚を図る。	・保育所、学童保育所職員人権研修各1回開催	・目標としていた取組事項は達成できた。引き続き職員の人権研修への参加を推進していく。
16	保護課	・人事秘書課や人権・同和対策課、生涯学習課、男女共同参画課が開催する研修会等への職員の積極的参加を促す。	・開催される各研修会に、職員は積極的に参加した。	・研修が中止や延期になり、また業務の関係等で、どうしても参加できない職員もいたが、全員参加を目指して努力していきたい。
17	農林振興課・農業委員会事務局	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に1回のみならず、複数回参加するなど、積極的に参加する。	・市主催の人権・部落問題研修に積極的に参加し、意識の向上に努めた。	・人権意識のさらなる向上を図るため、積極的な研修参加を促す。
18	産業振興課	・職員一人ひとりが人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ち職務を遂行できるよう研修等に積極的に参加する。	・市主催の人権研修へ職員が積極的に参加し、人権についての正しい理解と認識を新たに深めることができた。	・引き続き職員の人権研修への参加を推進していく。
19	住宅課	・職員自らの人権意識を高めるため、各職員が人権に関する研修には積極的に参加し、意識の向上に努める。	・研修日と業務が重なり、一部の職員が研修に参加できなかった。	・職員全員が研修会に参加できるよう課内で業務調整を行う。
20	土木課	・嘉麻市職員人権・部落問題研修会に積極的に参加する。	・日程変更、研修日と業務の重なり等で一部の職員が研修会に参加できなかった。	・職員全員の積極的な研修会参加を継続して推進していきます。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
21	会計課	・職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加し、知識を深めるとともに、人権意識の高揚を図る。	・開催される研修会に積極的に参加したが、業務の都合により一部の職員が参加できなかった。	・業務上、研修会への参加が難しい曜日もあり、日程が変更された際の調整を工夫し、参加を促したい。
22	水道局	・人権意識の向上を図るため、各種研修会への積極的な参加に取り組む。	・職員16名中（会計年度任用職員含む）研修会参加職員は10名で、全職員の参加は達成できなかった。	・人権意識を高めることができた。突発的な修繕や窓口対応で予定していた研修会に参加できないケースがあったが、引き続き全職員の参加を目標とする。
23	教育総務課	・各種研修会に積極的に参加する。	・各種研修会に職員が1回ずつ参加した。	・研修に参加することで、人権問題について正しい理解と知識を一層深めることができた。
24	学校教育課	・行政職員として自らも研鑽し学ぶため研修会に自主的に参加する。	・人権問題に関する教職員研修会の実施 年間 1回	・オンデマンド方式で教職員研修会を実施することができた。 ・各学校の状況に応じて研修を実施することができた。 ・講話形式の研修になったので、話を聞くだけの研修で、意見交流等を行うことができなかった。
25	学校施設課	・職員人権・部落問題研修会へ積極的に参加する。	・課内全職員が人権研修会に参加した。	・職員全員人権意識の高揚が図れた。
26	生涯学習課	・身近な地域はもとより社会全体における人権問題についての理解を深め、自主的・主体的な研修となるよう働きかける。市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う。生涯学習に携わる職員としての自覚を持ち、人権問題の解決に向けた行動につながるよう、自主的、積極的な研修を促していく。	・人権研修参加率 100 % ・人権研修に生涯学習課職員全員参加し、人権問題の知識と理解を深めた。	・地域の実情やニーズの把握に努め、人権研修が、自主的・主体的な研修となるよう引き続き働きかける。 ・市のみならず、県や関係機関等開催の研修会について、職員の参加促進を行う。
27	スポーツ推進課	・スポーツイベントや各種講座の実践を通じて人格を形成するマナー、モラル、エチケットを学び、スポーツにはフェアプレイの精神という優れた道徳倫理があることを啓発していく。また、職員の人権意識の高揚を図るため、人権研修会に積極的に参加する。	・課内全職員が積極的に人権研修会に参加し、人権意識の高揚に努めた。	・人権研修会に継続して参加することにより、さらなる人権意識の高揚を図る。
28	議会事務局	・研修会に自主的に参加する。	・全職員が人権研修に参加した。	・人権研修会に継続して参加し、人権意識の高揚に努める。
29	監査委員事務局	・研修会に自主的に参加する。人権・部落問題について学ぶため、嘉麻市職員人権・部落問題研修会に参加する。	・課内職員全員が人権・部落問題研修会へ積極的に参加	・研修会に参加することで、より人権意識を高めることができた。

1. 行政全体としての取組（1-1 人権意識の高揚）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
30	碓井総合支所	・市職員が人権意識の高揚を図るための職員研修を全職員が受講できるよう職場として協力体制を作る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわる業務のため、日頃から人権意識を高める必要がある。
31	山田総合支所	職員が人権意識の高揚を図るための職員研修を全職員が受講できるよう職場として協力体制を作る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわる業務のため、日頃から人権意識を高める必要がある。
32	嘉穂総合支所	・市職員が人権意識の高揚を図るための職員研修を、全職員が受講できるよう職場として協力体制を作る。	・会計年度任用職員を含む全職員が受講した。	・窓口業務という市民と直接かかわる業務のため、日頃から人権意識を高める必要がある。
33	人権・同和対策課	・年に2回開催している「人権のつどい」では、企画立案の際にアンケートの結果を考慮するとともに、市民の方が参加しやすい講演会等を考案する。 コロナ禍の影響で開催数が減少しているが、県、隣保館協議会、関係団体などで開催されている研修会へ積極的に参加する。	・これまでのアンケート結果を踏まえ、人権コンサート形式で講演会を企画立案し行うことができた。人権のつどいの開催に際しては感染予防対策を余儀なくされたが、予定していた2回の開催を行うことができた。 また、関係団体などで開催される研修会等が、コロナ禍ではあったが現地またはオンライン開催に参加することができた。	・人権のつどいの開催について、ポスターやチラシでの広報に関する情報発信を工夫し、参加される方を増やしていきたい。 ・関係団体などの研修会について、地元福岡県で行われた全九州にわたる研修に人権・同和対策課職員のみならず、各課より積極的に参加を促し、多数の参加が実現した。

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

1-2 人権の視点に立った窓口対応等

I 行政職員として、日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。

II また、国や県の関係機関と連携し相談体制の充実を図る。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応できるように人権研修を実施する。	・各種人権についての対応が出来るよう、複数の人権課題の研修を実施した。	・今後も複数の人権課題の内容について研修を実施し、幅広く相談業務が出来る職員を育成する。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・市民の悩み事や心配などに対応するために、相談窓口を設け関係機関等と連携し市民の皆さんが安心して暮らせますよう体制の整備を図っていく。	・市民相談窓口で関係機関等と連携し、市民の皆さんへ対応している。	・今後も継続して行っていく。
3	防災対策課	・部署内で研修会等を開き、窓口対応の際の接し方・注意点等の情報共有及び意識の醸成を行う。	・研修会で得た知識を生かし、窓口対応等の際は、相手の立場、人権の視点に立った対応を行った。	・人権に関する相談や問題は発生しなかったが、引き続き意識の高揚に努め、よりよい窓口対応を行う必要がある。
4	企画財政課	・市民に対し、人権の視点に立ち、相手に寄り添ったきめ細やかな対応を行う。また、人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し、対応する。	・窓口等の対応において、相手の立場に立ち人権を意識した対応を行った。また人権に関する相談については、該当する相談等は受けなかった。	・今後も、相談等を受けた場合の適正かつ迅速な対応について、繰り返し、周知を行う。
5	男女共同参画推進課	・女性相談の実施に当たっては、人権の視点に立って対応し担当部署と連携を図りながら、問題解決に努める。	・女性相談窓口配置している婦人相談員については、人権の視点に立って関係する各担当部署と連携し業務を行った。	・今後も継続して実施する。
6	管財課	・相談等があった場合、相談内容に関する関係部署への連携を図り、問題解決に努める。	・相談等があった際には、早期の問題解決に向け速やかに関係部署と連携を行った。	・結果が問題解決に至らない事例もあったが、課内での人権意識等の共有を図ることができた。
7	地域活性推進課	・研修会等で培った知識を基に、相手の立場や視点を意識した窓口対応を心掛ける。	・窓口対応等において、人権に関する問い合わせは生じなかった。	・研修等で人権意識の高揚を図りつつ、今後も継続して相手の立場や視点を意識した市民対応を行っていく。
8	税務課	・納税相談などの窓口対応にあたり、人権の視点に立った対応とともに、分かりやすい表現を用いた説明に努め、人権相談があった場合には関係部署と連携を行っていく。	・納税相談の際、滞納の要因を探っていく中で、人権の視点もあわせて意識しながら詳細な聞き取りを心がけた。	・滞納が継続している世帯で経済的DVがある世帯についての担当部署との継続的な情報共有。
9	市民課	・窓口対応の際など、人権に関する相談があった場合に備え、各種人権相談についての担当部署と連携体制の構築に努め、また、窓口業務委託事業者への周知も合せて行い、庁内における相談受付体制を推進する。	・独自の人権研修を受けている委託業者と対応について協議し、各相談窓口への案内や市民課職員に相談できるような体制を整えている。また、人権に関する相談等があった場合は、担当部署との連携の上対応できるよう取り組んでいる。	・担当部署との連携体制については、取り組んでいるものの、十分に連携できているとは言えない。今後も連携を推進することで、相談体制の充実を図っていきたい。
10	環境課	・常に相手の立場や意見を尊重し、窓口対応等を行います。課内で問題解決が困難な場合は、所管課と連携を行い問題解決に努めます。	・窓口をはじめ、電話対応等においても、相手方の立場に立った対応を行うことができた。	・引き続き、常に人権意識を持ち、市民目線に立った対応を心がけながら、窓口業務等を行っていく。

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
11	健康課	・日頃の窓口対応等において、常に相手の立場に立って傾聴する。またその内容によっては、関係機関と連携した適切な対応ができるよう、自己研鑽に努める。	・常に人権の視点に立った傾聴を心がけ、内容によって関係各課との適切な連携を行った。	・引き続き、常に人権の視点に立った窓口対応を行う。
12	子育て支援課	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応を行う。	・常に相手の立場に立ち、適切な支援に繋げるため関係機関と情報を共有し、相談者に寄り添った支援を行った。	・引き続き相手の立場、人権視点に立ち、窓口対応に努める。
13	高齢者介護課	・人権に関する相談があれば、関係部署、関係機関と連携し、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図る。	・認知症高齢者に関する相談 243件 ・虐待に関する相談 41件 ・権利擁護に関する相談 62件	・相談内容に応じて、関係部署、関係機関と連携し、本人の安全・安心を確保し迅速な対応を図ることができた。
14	社会福祉課	・市民に対し、人権の視点に立った対応を行う。また、人権に関する相談があった際は、担当部署等と連携し、対応する。	・手話奉仕員の退職に伴い、手話通訳タブレットを導入。手話必要な方に対し必要時にコミュニケーション支援を行った。相談があった際は担当部署や支援窓口等と連携し、対応した。	・手話通訳タブレットを導入により手話奉仕員が不在時でも対応が可能となったが、通信ができない場所やタブレット操作が苦手な人への対応が課題となった。
15	こども育成課	・保育所・学童及び窓口等において、日頃より利用者が話しやすい関係性を構築できるように努める。	・保育所・学童では日頃より送迎時において保護者とコミュニケーションを図り、いつでも話しがしやすい関係性を構築できた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
16	保護課	・生活保護の申請や被保護者からの相談を受ける場合等には、相手の立場になって相談を受け、人権の視点に立って対応していく。	・相手の立場や状況に応じ、自身が享受することができる権利をきめ細かく説明することに取り組んだ。	・子どものいる世帯等へのチラシ配布など、生活向上のため努めたが、理解が浸透しづらい場面もあった為、より理解しやすい表現内容を心掛けた。
17	農林振興課・農業委員会事務局	・市民からの窓口相談については、人権意識をもち、相談者の立場に立って接客できるよう努める。	研修等で学んだ事を活かし、人権意識をもって相談や各種対応を行う事ができた	引き続き、常に人権意識を持ち、相手の立場に立った対応を心がけていきたい。
18	産業振興課	・人権問題事案等の共有化を図り、人権問題に対する鋭敏な「気づき」を体得する。	・人権研修等で学んだことに最大限の注意を払い、常に人権問題に対する意識を持ち対応を心掛けた。	・引き続き、一人ひとりが人権問題に対する意識を持ち続け、すべての業務に対応していく。
19	住宅課	・市民の立場に立った電話対応、接客等を心がけ、人権尊重の視点を持ってきめ細やかな対応に努める。	・マニュアル等を活用して、人権尊重の視点を持ってきめ細やかな対応に務めた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
20	土木課	・相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った窓口対応に努める。人権に関する相談があった場合は課内で情報共有し課内での解決に努める。課内で問題解決が困難な場合は、所管課と連携し問題解決に努める。	・関係各課と連携し、相手の立場に立った窓口、電話対応をおこなうことができた。	・引き続き、相手の意見を尊重し、常に相手の立場に立った対応を務めていく。

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
21	会計課	・相手の立場や人権を尊重し、適切な窓口対応を行う。人権に関する相談があったときは、担当部署と連携し、対応する。	・丁寧で分かりやすい言葉遣いを心がけ、関係課とも協力しながら適切な窓口対応に努めた。	・必要に応じて担当課を案内するなど、正確で丁寧な窓口対応を継続して行っていく。
22	水道局	・窓口対応等において、市民目線に立った対応を行うとともに、それぞれの事情に配慮した対応に取り組む。	・窓口対応をはじめ、電話対応等においても、相手方の立場に立った対応を行うことができた。	・引き続き、市民目線に立った対応を心がけながら、窓口対応等を行っていく。
23	教育総務課	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応を行う。	・窓口対応や電話対応は、常に相手に寄り添い、人権の視点に立った対応を確実に取り組むことができた。	・相手の立場や人権の視点に立った窓口対応を継続して行っていく。
24	学校教育課	・日ごろより相手の立場、人権の視点に立って対応し、人権に関する相談があった場合など、各種人権相談についての担当部署と連携し、問題解決に努める。また、国や県との関係機関と連携し相談体制の充実を図る。	・人権に関する相談への対応 4件 ・学校支援室等関係機関と連携した相談への対応 1件	・いじめ、体罰事案についての相談については、相談窓口や警察等と連携した取組を進めることができた。 ・初期対応や関係機関との連携に課題があった。
25	学校施設課	・相手の立場や人権を尊重し、適切な対応を行う。	・電話対応や事業現場において、人権意識をもって対応を行うことができた。	・今後も市民の立場や人権を尊重し、適切な対応を心掛ける。
26	生涯学習課	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛け、職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くための取組の推進を図る。	・日常業務において、常に市民の立場に立った対応を心掛けた。職員各自が身近な人権課題に対し正しい認識を持ち、それらの認識が態度や行動に確実に根付くため各種研修会等に参加した	・職員等がスキルアップを図れるよう各種研修会等に積極的に参加を促し、研修での学びを定着させる。
27	スポーツ推進課	・スポーツ施設において、誰もが当たり前仲間とスポーツを楽しむことができるよう環境づくりに努める。	・コロナ禍で消毒や清掃などをこまめに行い、安心安全に利用が出来るよう取り組み、施設窓口においては、相手の立場に立ち丁寧な対応を行った。	・継続して、消毒や清掃作業をこまめに行い、相手の立場、人権の視点に立った対応に努める。
28	議会事務局	・行政職員として、人権の視点に立って業務に専念する。	・人権を尊重する視点で業務を行った。	・人権を尊重する視点をもって業務にあたることで、業務の中で意識づけができた。
29	監査委員事務局	・行政職員として、人権の視点に立って業務に専念する。業務を行うに際し、常に人権尊重の視点に立ち対応する。	・相手の立場、人権尊重の視点に立った対応に努めた。	・日頃より人権尊重の視点に立った対応をすることで、人権意識の高い職場づくりを継続して行う。

1. 行政全体としての取組（1-2 人権の視点に立った窓口対応等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
30	碓井総合支所	・総合支所の窓口業務は多岐にわたるため、常に相手の立場に立った対応ができるように意識や知識を習得する職場環境づくりを行う。また、人権に関する相談があった場合は関係課と連携をはかりながら対応する。	・窓口や電話で、相手の立場に立った対応を心がけた。	・様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりを行う。
31	山田総合支所	・総合支所の窓口業務は多岐にわたるため、常に相手の立場に立った対応ができるように意識や知識を習得する職場環境づくりを行う。また、人権に関する相談があった場合は関係課と連携をはかりながら対応する。	・窓口や電話で、相手の立場に立った対応を心がけた。	・様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりを行う。
32	嘉穂総合支所	・総合支所の窓口業務は多岐にわたるため、常に相手の立場に立った対応ができるように、意識や知識を習得する職場環境づくりを行う。また、人権に関する相談があった場合は、関係課と連携をはかりながら対応する。	・窓口や電話で、相手の立場に立った対応を心がけた。	・様々なケースに合わせた対応ができるように、人権意識の高い職場づくりを行う。
33	人権・同和対策課	・相談窓口の周知を図るとともに、相談者の立場に立った対応を行っていくため、様々な人権に関する相談に対応できるよう、自己研鑽していく。 ・また、相談内容の解決につながるよう情報共有を図りながら関係機関等と連携を図る。	・生活相談276件、健康相談347件、教育相談135件、その他の相談155件 計913件 ・相談内容に応じ関係機関と連携しながら対応できた。	・相談内容の解決に向け取り組むに当たり、多種多様な相談に対応するため、様々な各種研修会等に参加し、スキルアップを図る必要がある。

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

1-3 人権に関する情報提供等

I 市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
1	人事秘書課	・正しい知識と理解が深められるように、人権の視点にたって、広報誌等を作成する。	・誰にでもわかりやすい広報誌等の作成に努めた。	・今後もより人権の視点に立って、正しい知識と理解が深められるような内容になるよう取り組む。
2	総務課・選挙管理委員会事務局	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って、市民への情報提供に努めている。 市報掲載（嘉麻市デジタル推進協議会公募委員） チラシ（嘉麻市デジタル推進協議会公募委員）	・人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努めた。今後も継続して行っていく。
3	防災対策課	・犯罪被害者や災害時等の人権に関する情報について、ホームページ等で情報提供を行う。	・犯罪被害者や災害時等の人権に関する情報について、ホームページ等で情報提供を行った。	・今後も継続して行う。
4	企画財政課	・市報等での住民周知については、人権関係各課と十分に協議し、正しい理解が深められるよう解りやすい表現で掲載を行う。	・市報等での住民周知について、人権の視点に立った内容で周知を行った。	・人権に対する気付きを得られるよう、人権意識の高揚を図る。
5	男女共同参画推進課	・本市における男女共同参画社会の実現を図るため、市報への掲載や啓発チラシ・啓発ポスターを通じて男女共同参画及びDV防止の啓発を行う。	・6月の男女共同参画週間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間においては、市広報紙への掲載記事や各公共施設へのポスター掲示やデジタルサイネージ・LINE・Twitter配信による啓発、11月には子育て支援課、嘉麻警察署とともに街頭啓発活動を行った。	・今後も継続して実施する。
6	管財課	・市報掲載等については、解りやすい表現・文章等により理解が深められるよう努める。	・市広報・HPの更新等について年間を通して人権等に配慮し業務を行った。	・広報等について指摘や市民からの問題点の指摘等はあっていない。
7	地域活性推進課	・チラシ等を作成する際は、人権の視点に立って作成を行い、市民への情報提供に努める。	・チラシやHP作成の際は表現に気を付けながら作成を行った。	・広報を行うときは引き続き様々な観点において注意をしながら情報提供に努める。
8	税務課	・税情報のお知らせや申告案内において、高齢者や障がい者等の視点に立った情報提供に努める。	・税情報のお知らせや申告案内において、誰もがわかりやすく理解が深められるような表現に努めた。	・今後も継続して、誰もがわかりやすく、正しい知識や理解が深められるような情報提供に努める。
9	市民課	・当課業務の市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・市報やチラシ等の作成には、人権の視点に立って作成することに努めた。	・例年、取り組みは実施できている。今後とも人権の視点に立って、情報提供できるよう努める。
10	環境課	・市報への案内掲載時や各種計画策定時は、人権の視点に立って作成する。	・広報紙や市ホームページ、チラシ作成に際し、各々が人権の視点に注意して内容を作成した。	・今後とも人権の視点を意識して、市報などを作成し、情報提供に努める。

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
11	健康課	・情報発信の際は、常に受け取る相手の立場に立って考え、正確な内容を分かりやすく伝えることを念頭に置く。	・正確な内容をわかりやすく、情報を得にくい市民にも届くよう心掛けて発信を行った。	・今後も、常に受け取る相手の立場に立った情報発信を行う。
12	子育て支援課	・人権の視点に立った市報掲載を行うとともに、市民への通知についても人権に配慮し、わかりやすい表現に努める。	・情報発信を行う際に、人権の視点に立ち、わかりやすい表現で作成することに心がけた。	・引き続き、人権の視点に立った情報発信に努める。
13	高齢者介護課	・介護保健事業や高齢者福祉事業の冊子の発行等の際、担当者や係だけでなく、課内の係長以上で、協議（審査）の上、適切な情報提供を行う。	・冊子の発行等の際は、人権の視点に立って作成するよう担当者や係だけでなく、課内の係長以上で協議、確認し、適切な情報提供ができるよう努めた。	・担当者や係だけでなく、課内全体で協議、確認することにより、適切な情報提供ができるほか、職員のスキルアップにも繋げることができた。
14	社会福祉課	・広報誌への情報掲載、ポスター・チラシ等の作成の際は、人権の視点に立った作成に努める。	・障がいのしおりを作成し、ホームページにおいても公開して情報提供している。飯塚圏域基幹相談支援センターのホームページにおいても、事業所の情報などを公開している。	・今後も継続して行う。
15	こども育成課	・人権に関する情報等については、保育所・学童保育所等においても積極的に掲示及び配布を行い、情報提供に努める。	・保育所等において人権に関する情報等（ポスター、チラシ等）の掲示及び配布を行い、情報提供に努めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
16	保護課	・「保護のしおり」等被保護者への配付物には、全てふりがなをつけ、文字を大きくして見やすくするなど、弱者の視点に立った配慮を行う。	・被保護世帯や相談者に配布する「生活保護のしおり」は、文字を大きくし、全てふりがなをつけている。	・読みやすく、わかりやすい「しおり」に仕上がっていると考えるが、引き続き、工夫改善に努めていきたい。
17	農林振興課・農業委員会事務局	・市民に向けた文書等の作成にあたっては、分かりやすい表現に努める。	・市広報・HPや農家への配布物の作成にあたり、人権の視点に立ったチェックを心掛けた。	・引き続き人権の視点に立った内容作成を心がけていく
18	産業振興課	・市報等の掲載については人権の視点に立った内容を心がけ、担当者だけでなく複数の職員の目を通しチェックする。また、場合によっては関係部署等にも相談するなどの体制を取る。	・常に複数のチェックを心掛け、人権の視点に立ったチェックを行った。	・今後も人権の視点に立った内容作成、複数チェックを引き続き心掛ける。
19	住宅課	・住宅課で作成する市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等では、誰にでもわかりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努める。	・作成した市営住宅入居募集のしおり、入居者に対する通知等で、分かりやすい表現方法を心がけ、情報提供に努めた。	・目標としていた取り組みは実行できたので、今後も継続して行っていく。
20	土木課	・市民に向けた文書等の作成にあたっては、分かりやすい表現に努める。	・工事発注に関しては、附近の住民、利用者に対しての案内、説明文書等で情報提供が図れた。	・引き続き、附近の住民、利用者に対して分かりやすい表現での情報提供に努めます。

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
21	会計課	・案内表示等、人権の視点に立って作成し、分かりやすい情報提供に努める。	・丁寧に分かりやすい言葉遣いを心がけ、関係課とも協力しながら適切な窓口対応に努めた。	・必要に応じて担当課を案内するなど、正確で丁寧な窓口対応を継続して行っていく。
22	水道局	・情報発信を行う際に、ユニバーサルデザイン等を意識し、より多くの方々にわかりやすい内容とすることに努める。	・市報等で情報提供を行う場合は、相手の視点に立ったわかりやすい情報提供を行った。	・引き続き相手の視線に立ったわかりやすい情報提供を行う。
23	教育総務課	・人権の視点に立った情報提供を行う。	・広報誌等への掲載内容については、市民にわかりやすい表現となるように努めた。	・引き続き人権の視点に立った情報提供を行っていく。
24	学校教育課	・市報への掲載及び啓発冊子の発行・チラシやポスター等は人権の視点に立って作成し住民に対し、正しい知識と理解が深められるよう情報提供に努める。	・学校だよりや保護者への文書等では、難解な漢字にはルビを打つなどユニバーサルデザインを意識して作成を行った。	・常用漢字でも難解な漢字については、ルビを打つなど配慮することができた。外国語を母語とする方や、点字を必要とする方への対応ができていない。
25	学校施設課	・市報等への掲載を行う際は、人権の視点に立った情報提供に努める。	・市報等への掲載の機会はなかったが、報告等の情報提供の際には人権の視点に立つことを心がけた。	・今後も人権の視点に立った情報提供に努める。
26	生涯学習課	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を行う。	・啓発冊子については、部落問題をテーマとし、全国水平社から各地に広がった解放運動についての内容とした。身近な地域での解放運動の歩みを、よりわかりやすく伝えることができた。市報等においては、誰もがわかりやすい表現を行った。	・啓発冊子の作成（他課との共同作業）年1回発行 市報への掲載や市が発行するチラシ、ポスター等において、人権の視点に立った表現を継続して行う。
27	スポーツ推進課	・ホームページ、市報への掲載には、人権の視点に立ち、わかりやすく、丁寧な内容の記載に努める。	・ホームページ、広報かまへの掲載は、簡潔でわかりやすい内容の記載を行った。	・継続して、人権の視点に立ち、わかりやすく、丁寧な内容の記載に努める。
28	議会事務局	・議会だより発行の際は、人権の視点に立って作成する。	・議会だよりの作成にあたっては、常に人権を意識し作成した。	・議会だよりは市内全戸に配布しているため、より慎重に人権に配慮し業務を行う必要がある。
29	監査委員事務局	・市報等への掲載を行う際は、人権の視点に立った情報提供に努める。	・市報等への掲載を行う際は、人権の視点に立った簡潔でわかりやすい情報提供を行った。	・今後も相手の視点に立った簡潔でわかりやすい情報提供を行う。

1. 行政全体としての取組（1-3 人権に関する情報提供等）

No.	課（局）名	事業概要		
		令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
30	碓井総合支所	・情報提供を行う際は、人権の視点に立ったうえで、住民に対し、正しい知識と理解が深められるような内容とする。	・住民に対し、人権の視点に立った理解しやすい情報提供を行った。	・住民に対し、人権の正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める。
31	山田総合支所	・情報提供を行う際は人権の視点に立って住民に対し、正しい知識と理解が深められるように努める。	・住民に対し、人権の視点に立った理解しやすい情報提供を行った。	・住民に対し、人権の正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める。
32	嘉穂総合支所	・情報提供を行う際は、人権の視点に立って、住民に対し正しい知識と理解が深められるように努める。	・住民に対し、人権の視点に立った理解しやすい情報提供を行った。	・住民に対し、人権の正しい知識と理解が深まるような、情報提供を行うよう努める。
33	人権・同和対策課	・啓発冊子の発行 年1回 人権に関する情報を正しく伝えること及び、イラストなどを用いた分かりやすい表現の工夫を施すよう努め、視覚障がい者の方にも情報提供するため、SPコードを付ける。	・啓発冊子については、部落問題をテーマに、全国水平社のおこりより部落差別解消推進法までの制度に関するもののほか、隣保事業や嘉麻市の取組などを掲載し、市民の方々へ人権について自らのこととして改めて考えてもらえるよう作成し、市内全戸配布を行った。	・見やすく目にとまるよう、色合いなどを工夫する。紙面の関係上SPコードを付するまでに至らなかった。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(1) 部落問題	① 就学前・学校教育	01-1-1	人権・同和教育の推進	幼児期から集団での遊びなどの体験を通して、豊かな人間関係を築くための基本的な教育を推進する。	こども育成課	・人権や平和などについて、絵本等を使用して分かりやすく子ども達に説明し、理解を深める。	・子ども達に対して、絵本等を使用しながら分かりやすく話をし、理解を深めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
		01-1-2		小・中学校においては、道徳の時間等で差別や偏見、誤りに気づくために権利を学び、差別を許さない基本的な教育を推進する。	学校教育課	・人権が尊重される「人間関係づくり」を基盤とした人権尊重の心を育てる道徳科の充実	・年間指導計画に基づいて、35回以上（小学1年は34回）の道徳授業を実施した。	・全ての学校で年間指導計画に基づく授業を行うことができた。今後も人権尊重の心育てていくために道徳授業の充実・改善を行う必要がある。
		01-1-3	学校教育における人権尊重の推進	道徳や各教科、全教育活動を通じ、人権尊重の意識育成を推進する。	学校教育課	・人権に関する知的理解と人権感覚の育成	・各学校において、人権教育全体計画及び指導計画に基づいて取組を推進した。	・各学校の課題に応じた、学習を行うことができた。新たな人権課題等の人権に関する授業内容の充実・改善を行う必要がある。
		01-1-4	人権教育推進委員会等校内推進体制の機能の充実・強化	児童生徒一人ひとりの人権に配慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動を展開する。	学校教育課	・言語環境づくり ・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくり	・ユニバーサルデザインの視点に立った学習環境づくりに関する校内研修を実施した。学習者からの視点に立った授業づくりについての校内研修を実施した。	・掲示物の配置場所の工夫など、ユニバーサルデザインの視点に立った教室環境整備を進めることができた。教員の若年化が進んできており、「児童の権利条約に関する条約」についての職員研修を行う必要がある。
		01-1-5	奨学金制度の充実	奨学金制度を積極的に活用されるよう周知徹底を図り、経済的に厳しい子どもに対し実効ある進路を支援する。	教育総務課	・HP、広報、嘉麻市立各中学校及び近隣高等学校等へ周知し、3月1日から31日の1か月間で募集を行う。	・奨学金申込者数：8名 ・奨学金貸付者数：8名（申込者全員） ※予算措置は20名分 ※2次募集を行ったが、申込はなかった。	・令和4年度より、貸付額が選択できるよう制度の一部見直したが、申込者の増には繋がらなかった。引き続き積極的に活用されるよう啓発に努めていく。
		01-1-6	研修の充実と指導力の向上	教職員の研修意欲や指導力を身につけるため、実践を踏まえた研修を実施する。	学校教育課	・校内研修及び校内実践交流会の実施	・全小中学校で校内研修及び校内実践交流会を実施した。	・全小中学校で研修会を実施したことで教職員の指導力の向上に取り組むことができた。若年教員の人権問題に対する認識を深めるための研修会の充実を進める必要がある。
	② 社会教育	01-2-1	人権・同和教育の推進	解放学級や解放子ども会など人権教育の推進を図るため、広く地域住民を対象に部落問題をはじめとした人権に関する多様な学習機会の提供を行う。	生涯学習課	・学校と協力し、学習計画の立案、自主的・主体的な学習活動の推進等継続的な支援を行う。	・解放学級42回・識字学級45回 ・解放学級については、コロナ禍のため、1学級休講が続いているが、7学級中6学級が開講した。識字学級では、様々な教材を活用し、学級生それぞれが学習内容を深めることができるよう支援を行い、コロナ禍においても、学習の場と機会の確保を図ることができた。 ・解放子ども会37回 ・解放子ども会については、小・中学校と協力しながら、子どもたちの部落問題をはじめ、あらゆる人権についての正しい認識と理解が深まる活動となるよう、支援を行うことで、差別に立ち向かえる子どもの育成を図ることができた。	・解放学級の学級生自らの学習活動を推進し、学習内容の工夫・充実を図り、さらに、学習の機会を持つとする意識になるよう働きかけ、学びの継続となるよう支援していく。 ・解放子ども会の補助事業の目的及び内容となっているか、注視し、また事業展開が子どもたちの部落問題学習の深まりとなっているか、継続して支援を行っていく。
				図書館において、人権コーナーを設置し、人権・部落問題関係資料を配置するなどして広く住民に提供する。	生涯学習課	・人権コーナーの資料の充実に努める。また、特集展示コーナー等を設置し、人権問題について再認識していただく機会を提供する。	・通常の人権コーナーと別に「同和問題啓発強調月間」「人権週間」に合わせて、『もう一度、学びませんか』と題して人権関連の本を特集し、展示紹介した。 ・「春の子ども読書の日事業」として、SDGsを取り上げ、子どもの人権に関する本を特集し、展示紹介した。	・「人権パネル」展示と合わせて書籍の紹介を行い、SDGsの中で、子どもの人権、貧困問題について取り上げるなど、人権について幅広く、学びの機会を提供することができた。 ・今後も継続して人権について学びを深める機会を設ける必要がある。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
③ 住民に対する啓発		01-2-3	市人権・同和教育研究協議会助成	行政職員等の人権・部落問題の早期解決に向けた研究・実践を支援し、市職員及び教職員の自主的学習活動の活性化を図る。	生涯学習課	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会活動補助における財政支援・補助金交付を行う。	・嘉麻市人権・同和教育研究協議会に補助金を交付し、自主的な研修に対する財政支援を行った。更には嘉麻市主催の職員研修会等への参加を継続して促進した。	・部落問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深め、職員が自主的・主体的に行動することが出来るよう継続して取り組んでいく。
		01-2-4	社会教育関係団体指導者育成	人権尊重の普及推進のため各種団体の指導者等に対して人権感覚の涵養を図る。	生涯学習課	・各種団体に、総会等における出前講座の活用を促進する。	関係団体の総会等については少しずつ開催の方向となっているが、コロナ対策もあり、まずは短時間での開催を推奨したため、講座の実施は1件のみとなっている。	・少しずつ長時間の会議も開催される傾向にあることから、継続して講座実施を促進していく。
	01-3-1	人権・部落問題地域研修	人権意識の高揚を図るための啓発活動として、行政区を単位として、希望に応じると共に、積極的に働きかけて実施する。参加者の要望等に応じた人権ビデオを視聴後、指導員による問題提起を行う形式の研修を行う。 また、人権・部落問題を正しく理解してもらうため、希望するサークル、団体等を対象に、人権ビデオの視聴及び講演による出前講座を推進する。	生涯学習課	・第5次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標値 地域等での人権・部落問題研修会の実施（年27回）	・人権・部落研修会23回、コロナ禍のため4回中止 ・行政区をはじめ、団体やサークルにおいて研修会を開催し、人権意識を高めることができた。 ・「人権パネル」展を年2回開催し、人権感覚を高める機会と場の提供を確保した。	・地域における行政区や団体、サークル等において、生活の中にある人権について考えていこうという意識の醸成が図られ、学習の場を設けてもらえるよう継続して働きかけていく。また、社会状況に応じた個別の人権課題及び地域のニーズに合った研修となるよう研修内容の工夫改善に努める。	
	01-3-2	人権・部落問題啓発	住民の人権意識の高揚を図るため、人権講演会等を開催及び啓発冊子等の作成・配布を通じて、人権・部落問題に対する正しい理解を深める啓発に努める。	人権・同和対策課	・嘉麻市「人権のつどい」講演会の開催 年2回（目標参加人数 1回あたり200人） ・人権・部落問題に関する啓発冊子の発行 年1回 ・その他ホームページなどを利用した啓発	【人権のつどい】 ・同和問題啓発強調月間（7月） パネルディスカッション 全国水平社・全九州水平社創立100周年を迎えて（参加数 205人） ・人権週間（12月） 人権コンサート「歌が繋ぐ命の物語」（参加数 約180人） 【その他】 ・福岡県人権研究所主催の「水平社設立100周年記念シンポジウム」の開催にあたり、後援としてかかわりを持ち、多数の市民の方に参加して頂いた。（9月）	・毎年取り組んでいる「人権のつどい」講演会について、同和問題啓発強調月間においては、パネルディスカッション形式での初めての試みであったが、参加された方からのアンケート結果から高い評価を得ることができた。 ・HP掲載などを利用し、講演会に関する情報を掲載	
	01-3-3	市広報紙による啓発	同和問題啓発強調月間及び人権週間等では、啓発記事を広報紙に掲載し啓発に努める。	人権・同和対策課	・同和問題啓発強調月間及び人権週間、その他情報の発信に努める。広報嘉麻への講演会の掲載 年2回	・同和問題啓発強調月間 広報嘉麻、HP、ポスターの掲載、大画面モニターによる広報資料掲載（7月） ・人権週間 広報嘉麻へ掲載、HPやポスター掲示による周知、デジタルサイネージによる啓発週間の掲示、街頭啓発（市役所内）	・当該月間等について、いろいろな媒体を通じ市民への周知が行えた。さらなる参加者増加を図るため、工夫を凝らした周知を図っていきたい。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
	④ 地域における啓発	01-4-1	隣保館運営事業	地域社会の中での福祉の向上や地域住民の交流拠点施設及び人権啓発の核となるコミュニティーセンターとして、生活相談体制の充実を図り、人権問題解決に向けた各種講座の開設や人権啓発活動事業を積極的に実施する。 通年を通して、うすい人権啓発センターあかつきや嘉徳隣保館で実施する講座等を通じて、人権問題に関する研修を行い、人権意識の普及高揚を図る。	人権・同和対策課	・各種交流教室の実施 年323回 ・研修会の実施 年4回	・各種交流教室の実施 年253回 ・研修会の実施 年2回	・新型コロナウイルス感染拡大防止、施設の大規模改修工事等々の影響で、相談事業や交流事業の実施回数が減ったものの事業を取り組んだことで、人権・部落問題に対する理解を促進し、市民の生活の安定・向上及び人権意識の高揚を図る場の提供はできた。また、職員のスキルアップに取り組み、人権・部落問題に対する理解を深めるための事業を引き続き行っていく。
		01-4-2	地域住民への啓発	関係各課と連携しながら、地域の実情にあった人権問題についての研修の充実を図る。	人権・同和対策課	地域の実情にあった人権問題についての研修会参加に努めること及び参加を促すため、様々なツールを利用した情報発信を行う。	・嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例に係る周知に関する継続した取組を行った。	・同条例などに関し市民意識調査から、まだまだ周知不足であることが否めない状況であったことから、新たな手法を取り入れることが課題。
	⑤ 事業主に対する啓発	01-5-1	事業主及び企業内人権・部落問題研修会の推進	事業主を対象にした人権・部落問題研修会の開催や事業主の目的に合わせた研修会・学習会を推進し、人権意識の高揚を図る。	人権・同和対策課	・事業所の人権意識の高揚を図ることを目的に、嘉麻市指名願い「地域貢献活動評価項目」の取組を引き続き実施するため、生涯学習課と協力した啓発活動に努める。	・人権意識の高揚を図ることを目的とした、事業主人権・部落問題研修会を関係部署と連携し開催することができた。	・運営について、関係部署との協力体制は構築されている。引き続き事業所の人権意識の向上のため、また参加事業所の増加を図るための研修会開催について協議を行う。
生涯学習課					・第5次嘉麻市教育アクションプランに掲げる目標「事業主人権・部落問題研修会の参加事業所数（87事業所）」	・事業所における人権問題の意識を深めることを目的とした、事業主人権・部落問題研修会を開催した。（参加事業所：66事業所）	・事業所の人権意識の向上のための研修会開催について、関係部署との協力体制を図りながら、継続して実施していく。	
⑥ 行為「エセ（似非）同和	01-6-1	関係団体との連携・協力推進体制	関係機関・関係団体と連携し、啓発活動の推進とエセ同和行為の排除及び指導・助言等を実施する。	人権・同和対策課	・関係機関・関係団体と連携し、啓発活動を推進する。 ・エセ同和行為の排除に向けた取組を行っている人権擁護委員と連携し事業所への啓発（年1回）を実施	・人権相談に関し人権擁護委員と連携して取り組んでいる人権相談所は開設できたが、コロナ禍の中、エセ同和行為の防止に関し合同で事業所へ赴くことはできなかった。	・相談事業に関しては、人権擁護委員の方々の他、関係機関へのつなぎという役割もあるため、今後一層の連携及び協力体制を構築していく。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(2) 女性の 人権問題	① 男女共同参画意識の啓発	02-1-1	女性と男性が共に地域活動に参加することの啓発	家庭や地域活動における固定的な性別役割分担意識を是正するため、男女共同参画の視点に立った意識啓発や研修・講座を実施する。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき行政區長、農事區長等への女性登用に向けた啓発を行い、その進捗管理を行っていく。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。 ・令和4年4月現在における行政區長のうち女性區長の割合11.9%	・今後も継続して実施する。
		02-1-2	男女が共に担う子育て・介護支援の啓発	男女が共に子育て・介護支援を担うことの重要性についての啓発及び制度の見直しを行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき子育て支援・介護支援施策の充実を図りその進捗管理を行っていく。	・男女共同参画社会基本計画に基づき子育て支援・介護支援の充実を図り、その進捗管理を行った。	・今後も継続して実施する。
					高齢者介護課	・男女共同参画関連の研修に参加し、男女が介護など共に担うことの重要性について啓発を行う。	・男女共同参画関連の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、出前講座では男女が共に介護支援を行うことの重要性について啓発を行った。	・研修会に参加した職員だけでなく、そこで得た知識を伝達することで、課内全体の意識高揚に繋げることができた。出前講座では、今後も男女が共に介護支援を行うことの重要性について、啓発していきたい。
					こども育成課	・保護者送迎時及び保育参観等において、子育て支援を担う重要性について啓発を行う。	保護者送迎時において子育て支援を担う重要性について啓発を行った。	目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
					子育て支援課	・相談対応や各事業実施において、男女が共に担う子育ての視点に立った対応を行う。	・相談対応や各事業実施において、男女が共に担う子育ての視点に立った対応を行った。	・男女が共に担うことの重要性を職員が認識し、今後も業務にあたる。
		02-1-3	男女共同参画教育の充実	就学前教育、学校教育における男女共同参画意識の育成を図ります。	こども育成課	・性別で分けたりすることなく、子どもの意思を尊重しながら保育を行い、男女共同参画への理解を深める。	・性別で分けたりすることなく、子どもの意思を尊重しながら保育を行うことにより、男女共同参画への理解を深めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。
					学校教育課	・「学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくり	・各学校において、冊子を活用した授業を行った。	・総合的な学習や教科等の時間で冊子を活用して学習を行うことで、男女共同参画意識を育成することができた。今後は、実施回数や内容の充実を図る必要がある。
		02-2-1	市の審議会等への女性の参画の拡大	審議会への女性委員の登用を促進し登用率40%を達成するために計画的に推進する。また、市における女性職員の採用と職域の拡大を促進する。	人事秘書課	・女性登用率50%以上の目標値に到達するよう今後も継続して女性委員のいない審議会等に対し、あて職の見直しや委員選任の際の人事秘書課との協議など、女性委員の登用を促進するための取組を行う。	・女性委員登用率：43.2%（令和4年4月1日時点）	・引き続き各課へ女性登用率の目標を伝え、積極的に登用していただくよう促す。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき審議会への女性委員の登用率50%（第3次嘉麻市男女共同参画計画を令和4年3月に策定）の目標に向けた取組を進める（令和3年4月1日現在39.4%）。	・男女共同参画社会基本計画に基づき進捗管理を行った。（令和4年11月時点：審議会等の委員のうち女性委員の割合42.8%）	・今後も継続して実施する。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
③ 女性に対するあらゆる暴力の防止	女性に対する暴力防止	02-3-1	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発の推進及び調査実施	女性に対する暴力防止・配偶者等からの暴力防止について、広報紙やホームページなどを通じて情報提供及び啓発を行うとともに、暴力防止のための調査を行う。 母子・父子自立支援員、家庭児童相談員及び保健師や、地域の民生委員児童委員・人権擁護委員及び教職員等と連携し、女性に対する暴力防止を推進する。	男女共同参画推進課	・嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づきDV防止のための啓発を市広報等を通じて随時行っていく	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）において、市広報紙等で啓発記事を掲載、各公共施設においてポスター等の掲示のほか、デジタルサイネージ・LINE・Twitter配信による啓発を行った。（うすい道の駅において子育て支援課・嘉麻署と、本庁前において子育て支援課と連携して啓発活動を行った）	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・関係課及び人権擁護委員などと連携した啓発を推進する。	・11月の強化週間に「女性の人権ホットライン」について、大画面モニターなどによる周知及びポスターの掲示を行った。 ・自立型デジタルサイネージ及びHPによる強化週間などの周知を行った。 ・啓発冊子にて「女性の人権ホットライン」の紹介。（全戸配布）	・「女性の人権ホットライン」はもとより、関係機関及び関係課との連携により、女性の人権に関する専門の相談の周知に努める。
	02-4-1	相談窓口の設置	配偶者等からの暴力被害を未然に防止し、その拡大を最小限に抑えるために、女性に関わる様々な相談に応じることができる相談窓口を設置する。	男女共同参画推進課	・女性相談窓口を設置し婦人相談員がDV問題に関する相談のほか女性に関わる様々な相談に応じる。	・女性相談窓口を設置し、専門の婦人相談員によるDV相談をはじめとする各種の女性相談に応じた。	・今後も継続して実施する。	
				人権・同和対策課	・人権相談に来たDV被害者に対応できるよう関係課と連携し人権相談窓口としての充実を図る。	・人権相談業務の一環として随時対応できるよう体制を整えているが、DV被害に関する相談はなかった。	・人権相談の一環としてDV被害者の相談も想定し、関係課との連携を図り今後も継続し実施する。	
	02-4-2	保護体制の確立及び被害者自立のための支援	配偶者等からの暴力を受けた被害者が、安全で迅速に保護される体制づくりと、配偶者等からの暴力の防止及び安心して自立できるように、関係課及び関係機関との連携を密にし、情報の共有化や問題解決に向けた取組を行う。	男女共同参画推進課	・嘉麻警察署や田川児童相談所等の関係機関を構成メンバーとする嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会のほかDV被害者支援庁内連絡会議を設置しDV問題に対する情報共有及び総合的な対策支援を行う。	・DV被害者支援庁内連絡会議の実施：1回（8月） ・嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会の実施：1回（10月）	・今後も継続して実施する。	
				人権・同和対策課	・DV被害者対応マニュアルを活用し被害者からの相談に備え、関係課と連携して、問題解決に取り組む。	・嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議での情報を課内で共有し、相談業務において問題解決につなげることができるよう取り組んだ。	・今後も継続実施する	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要													
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題											
⑤ 推進 体制 の 充 実		02-5-1	教職員等への男女共同参画に関する研修の充実	学校に勤務する全ての職員を対象に男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法や研修を推進する。	学校教育課	・校内研修（講師研）を実施する。	・男女共同参画の理念に基づく生徒の関わり方や学習指導の在り方について、校内研修を実施した。	・全ての学校で校内研修を実施することができた。しかし、コロナ禍のため、講師を招聘した校内研修を実施できなかった学校もあった。											
									02-5-2	市職員、就学前教育関係者への男女共同参画に関する研修	男女共同参画に関する研修を実施し、市職員、市内全ての幼稚園・保育所等の幼児教育に係わる職員への推進体制の充実を図る。	人事秘書課	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研究会を実施。併せて、福岡県男女共同参画センター主催の行政職員のための男女共同参画セミナーでのDVやモラルハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）や人権学習を行っている福岡県市町村職員研修所の階層別研修に職員を派遣する。	・職員一人ひとりが様々な人権問題についての正しい理解と行動ができるよう人権・部落問題研究会を実施した。併せて、福岡県男女共同参画センターが主催するDVやハラスメント等の基礎知識（実態や法律など）の研修に多数職員を受講させることができた。	・今後も人権・部落問題研修を実施し、職員一人ひとりが意識を持つことができる環境を整えていく必要がある。				
																男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき市職員に対して男女共同参画に関する研修及びDV防止に関する研修を実施しその進捗管理を行っている。	・男女共同参画研修の実施：1回（2月） ・DV防止研修の実施：1回（12月）	・今後も継続して実施する。
		02-5-3	市女性職員への男女共同参画に関する研修の充実	「嘉麻市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人事秘書課	・令和8年3月までに女性職員の割合を係長40%以上、課長25%以上にする計画に基づき推進する。また、研修については、嘉飯圏域定住自立圏形成推進会人材育成部会で「女性キャリアアップ研修」を実施する。	・令和4年4月1日時点 係長：37.1% 管理職（課長補佐以上）：29.4%	・順調に推移しているため、引き続き適切な昇格等を行っていく。											
					男女共同参画推進課	・女性活躍の推進のため男女共同参画社会基本計画に基づき市女性職員の活躍推進を図っていく。	・入庁3年目以降の20代の正規女性職員を対象とした女性キャリアデザイン研修を動画視聴にて実施した。	・今後も継続して実施する。											

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(3) 子どもの人権問題	① 子どもの健全育成	03-1-1	学校評議員制度の活用	学校評議員制度を活用し、学校に対し情報や意見の提供を受け、地域・家庭・学校との連携、協力の強化を図り、子どもの健全育成に努める。	学校教育課	・学校への情報、意見、評価等を保護者や地域住民等との連携強化のためにホームページで公開	・全ての学校でホームページを使った連携強化の取組を行うことができた。	・ホームページの更新を短期間で行い、最新の情報を地域住民に提供することができた ホームページ更新が学校によって差があり、更新時期について、改善を図る必要がある。
		03-1-2	地域での安全対策	青少年の悩み解消や、いじめ・非行の未然防止のため、必要な施策や情報資料の整備及び関係機関との連携・協力の強化を図り、青少年の健全育成に努める。また、犯罪等から未然に防ぐ防犯活動や通報制度の確立、不審者情報の共有など地域全体での防犯体制の確立を推進する。	防災対策課	・ホームページ等で防犯に関する情報及び不審者情報の提供等の広報活動による啓発を行う。	・関係機関と連携体制を確認し、不審者事案発生時には情報共有を行い、市民への注意喚起を行った。	・関係機関との連携をさらに密にし、不審者事案等への素早い情報提供を行う。
					学校教育課	・学校防犯体制整備事業として学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを配置し、防犯メール等に配信、青パト巡回により防犯に努める。	・学校支援専門員（警察OB）やスクールガードリーダーを校区ごとに役割分担をして配置し、青パト巡回及び学校訪問等により防犯に努めた。	・学校支援専門員（警察OB）が定期的な学校訪問を行い学校と連携しながら防犯体制等について指導助言を行った。今後も全ての学校でできる細かい助言・指導を徹底し、組織的な危機管理意識の徹底に努める。
					生涯学習課	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行う。（年間24回）	・少年補導委員を委嘱し、年間を通して定期的な巡回指導及び街頭指導を行った。（年間24回超）	・目標を超える回数の取組は行われている。今後も定期的な街頭指導等を継続して行っていく。
		03-1-3	団体等育成・支援	子どもの健全育成を目的に活動する団体に対し助言すると共に、主体的な活動が出来るよう支援する。また、青少年団体の活動を推進するとともに、人権確立の担い手の育成を図る。	生涯学習課	・各団体の活動継続のため指導・助言を行うとともに、団体の実情に応じた支援を行う。	・各団体の定例会議等に参加し、他市町村における実情等の情報提供及び嘉麻市における現状を踏まえた指導・助言を行った。	・アフターコロナにおける各団体の今後の活動に向けて、情報提供及び指導助言を含めた支援を行う。また、引続き高齢化や人材不足の問題もあるため、青少年の健全育成に向けた活動が継続するよう人材育成や支援内容を再検討する必要がある。
		03-1-4	青少年体験活動推進	生きる力を育むための子ども会活動や自然体験活動、基本的生活習慣確立のための通学合宿を通して、仲間づくりや一人ひとりを大切にすることを育む。	生涯学習課	・小学生を対象とした「通学合宿を」を地域と協働して実施する。	・通学合宿0回	・コロナ禍により通学合宿は中止となったが、実行委員会を定期的に開催し体制の維持に努めた。 ・引き続き、実行委員会の活動が継続して行えるよう支援していく。
		03-1-5	地区公民館青少年育成	地区公民館を核にして、学校、家庭、地域の三者の連携により地域コミュニティと青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	・小学生を対象とした「ときめき学習やひろば事業」を地域と協働して実施する。	・「ときめき学習は13回」、「ひろば事業は8回」実施した。	・コロナ禍において、地域の方々と時期や内容を検討しながら実施できたことで、子どもたちの健全育成が図れた。
		03-1-6	プロジェクトK事業	コーディネーショントレーニングにより、子どもの身体と脳への刺激を通じて、運動能力の向上だけでなく豊かな知性や感性を育てていく。	スポーツ推進課	・市内保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校においてコーディネーショントレーニングを実施する。	・私立保育園、私立幼稚園、私立認定こども園12園においてコーディネーショントレーニングを実施した。 ・市内小学校全8校においてコーディネーショントレーニングを実施した。	・継続してコーディネーショントレーニングの実施し、子どもたちの知性や感性の育成に努める。
03-1-7	学童保育	保護者の就労等による留守家庭児童の健全育成のため放課後市内7学童保育所において放課後保育事業を実施する。	こども育成課	・学童保育所事業の実施（市内7カ所） ・小中一体校建設に伴い学童保育所整備を行う。（確井、稲築西、稲築東）	・市内7カ所の学童保育所の運営を行った。また、小中一体校建設に該当する学童保育所の施設整備を行い、令和5年4月に2カ所、令和5年度中に1カ所の供用開始となる。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要				
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題		
		03-1-8	教育相談・就学相談	児童生徒、保護者の悩みや課題を解決するために家庭、学校、地域関係機関等と連携しながら助言や支援を行い、子どもの健全育成を図る。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談、就学相談事業のチラシを配布し、周知を行う。 ・R3年度に設置した学習等支援室にて、学習支援、生活支援を行い、社会的自立のための支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談、就学相談のチラシを学校等に配布し、周知を行った。学習等支援室では、生活支援を中心に個々に応じた支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習等支援室において、引きこもり傾向及び不登校児童生徒に対して、高校進学等の支援を継続的に行うなど、目標達成の一助となっている。 ・早期に支援・介入できるように教育相談窓口の周知に努める。 		
					学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、学校生活アンケートを実施し、結果をもとに児童生徒の教育相談を実施 ・子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度ははじめに特化したアンケートを実施した。また、子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度ははじめに特化したアンケートを実施した。また、子育て支援課と連携しスクールカウンセラー等専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言を行うことで支援体制の充実が図られた。 		
		03-1-9	不登校対策支援	不登校傾向、不登校児童生徒の不登校解消のために、当該世帯が抱える課題解決に向けた支援を行う。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境を含めた総合的な福祉支援を行うため、R4年度より教育支援相談員を配置し、世帯が抱える課題の解決に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで教育支援相談員が登校刺激などの直接的な支援を行っていたが、R4年度より子育て支援課に常駐し、保護者との面談や家庭訪問を行い、当該世帯が抱える課題の解決を目指して継続的な支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度は教育支援相談員が教育相談員と連携し、不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指した支援が出来た。今後も不登校の要因や背景を把握し、総合的な福祉支援を行う必要がある。 		
					学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・児童生徒が抱える悩みや課題の解決のために関係機関と情報共有・連携し、対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における不登校の予防的取組や不登校児童生徒への支援内容等の情報共有と指導を行うための不登校対策会議を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校予防に向けた早期の取組を充実させるために、不登校対策会議の早期開催と取組の検証を図り実効性のある効果的な取組をすべての学校での実施に努める。 		
		②児童虐待等について		03-2-1	乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児のいる世帯を家庭訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、児童虐待の未然防止を図る。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯全戸訪問に努めるとともに、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業による支援へ適切に結び付ける。また、特に支援が必要な家庭については、要対協の調整機関である家庭教育相談支援係と連携を行い、児童虐待の未然防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問対象件数146件/実施件数144件（実施率99.3%） ・乳児家庭を訪問し、子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握等を行い、必要な場合には家庭教育相談支援係と情報共有し連携支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問率100%を目標とし、引き続き子育てに関する相談、情報提供及び養育環境の把握を行い、児童虐待の未然防止及び早期発見に努める。
				03-2-2	育児体験学習	生命や人権を大切にすることを目的に、中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流、また、小学生と就学前の保育・幼稚園児と交流を図る。	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生 職場体験の実施 ・小学生 年長児との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、関係機関と連携し交流を推進する。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験学習や保育体験を実施する。 						<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため職場体験学習や保育体験は全ての学校で実施できなかった。しかし、オンライン形式で職業調べや講師を招いての学習会を実施するなどキャリア教育を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの状況を検討しながら中学生による幼稚園・保育所での保育実習などを行い園児との交流を通して生命や人権を大切にすること学ばせる。 		
03-2-3	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、早期発見に努める。 ・要保護児童対策地域協議会の開催（代表者会議1回、実務者会議3回、ケース会議34回）を開催し、要保護児童等及びその家庭に関する情報を共有し、要保護児童等に対する支援内容を協議した。 ・児童虐待防止マニュアル（改訂版）を関係機関へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議1回、実務者会議3回、ケース会議34回）を開催し、要保護児童等及びその家庭に関する情報を共有し、要保護児童等に対する支援内容を協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の相談窓口として、情報が集まるようになり、関係機関との情報共有が出来ている。 ・近年の相談対応件数の増加や複数の困難事情を抱えるケースが増える中、実務者の対応力向上が必須となるため、実務者会議などを利用して学習の場を提供し、専門性・対応力向上に努める。 				

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
③ 子育て について	子育て世代包括支援センター	03-3-1	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するための拠点において、関係機関と連携のもと妊産婦等への支援の充実を図る。	子育て支援課	・母子手帳交付から訪問事業や乳幼児健診等により、機会を捉え実情を把握し、情報提供、相談、助言、指導を行い、子育て支援の拠点として相談や支援体制の充実を図る。	・母子手帳交付時の保健指導、栄養指導から始まり、全戸訪問から乳幼児健診へと段階を経て適正な時期に情報提供、相談、助言、指導を行った。	・妊娠期から切れ目ない支援を実施することができた。引き続き、子育て支援の拠点として、相談体制の充実を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点と連携を図る。
		03-3-2	家庭教育支援	地域活動を通して子育て家庭と地域の人たちの交流を図り、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。	生涯学習課	・地域ボランティアに事業参加を呼びかけ、家庭と地域の交流を図ることで子育て家庭を支援する。	・新型コロナウイルス感染対策状況を鑑み、地域ボランティアへの積極的な参加要請については、引き続き見合わせている。	・地域ボランティアの方が安心して参加交流していただける環境を整え、参加要請を再開するにあたり、安心して参加していただける環境を整え、については、コロナの感染状況を注視し行う必要がある。
		03-3-3	良好な生活環境の整備	公共の施設や交通機関などのバリアフリー化を推進する。	土木課	・市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。	・インクルーシブ遊具、車いすの進入が可能な車止めを設置。	・市道については、用地買収を含めた道路改良を計画的に実施する必要があります。 ・公園については、引き続きインクルーシブ遊具の設置を推進していく。
		03-3-4	乳児家庭全戸訪問・児童等相談	助産師等による乳児のいる全家庭への訪問支援による、適切なサービス提供に結びつける等、環境整備を図る。また、家庭児童相談員を配置し、家庭等における児童に関する相談に応じ、適切な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図る。	子育て支援課	・対象世帯全戸を目標に、専門職による家庭訪問により、情報提供、助言、指導等を適切に行う。 ・医療機関等の関係機関と連携した支援を行う。 ・家庭児童相談員が児童に関する相談に応じ、児童虐待のリスクがある世帯を把握した場合、要保護児童対策地域協議会と連携し対応する。	・実施率99.3%で全戸訪問を行い、適宜助言や支援を行った。 ・飯塚病院のAI-CAPと情報を共有し、児童虐待の早期発見に努めた。 ・家庭児童相談員兼養育支援訪問員が児童に関する相談に応じ、関係機関に繋ぐなど、支援を行った。また、児童虐待のリスクがあると思われる家庭の情報を要保護児童対策地域協議会と情報共有・連携を図った。	・乳児全戸訪問の100%を目標とし、各家庭の状況を把握し、必要な支援に繋げるために、関係機関との連携を推進する。 ・児童虐待リスクが高い家庭は、要保護児童対策協議会と情報共有・連携の強化を図る。
		03-3-5	養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した、保護者への養育支援が特に必要と認められた世帯へ訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行う。	子育て支援課	・定期的な家庭訪問を実施し、保護者との信頼関係を築きながら養育に関する助言を行う。母子保健係と連携し、養育に関して特に支援が必要な家庭を把握し、対応する。	・家庭訪問を行い、保護者の養育に関する相談に応じ、その養育が適切に行われるよう助言した。必要に応じて、関係機関と情報共有・連携し、課題の解決にあたった。	・養育に関する相談に応じ、継続的な支援をすることで養育者の育児不安の解消につながっていると考える。 ・長期にわたり関わりを必要とする世帯が多い中、養育環境の改善がみられない世帯もあり、スモール目標を立て、家庭環境の改善にむけて取り組む必要がある。
		03-3-6	子育て支援事業	育児不安等への相談・助言を行う支援事業、子どもの病気回復期、又は仕事等の理由により家庭で保育できない場合に預かるなど、子育てと就労の両立支援を行う。	こども育成課	・病児保育事業の推進（広域連携事業 2ヵ所） ・病後児保育事業の実施（市内 1ヵ所）	・病児保育事業 広域連携事業 2ヵ所 利用0件 ・病後児保育事業 市内1ヵ所 利用3件	・病児保育事業の広域利用については、フリーペーパー、チラシ等にて周知を図ったが、新型コロナウイルスの影響等にて利用に至らなかった。今後も引き続き周知を行い、利用促進を図る。
		03-3-7	通学等補助金	子育て支援の一環として、通学等補助金を実施し、通学定期券購入の負担を軽減する。	地域活性推進課	・嘉麻市在学中の学生・保護者等に対し、広報・ホームページ等の媒体を活用して、更なる制度の周知を図る。	・広報誌・ホームページ等を活用して、制度の周知を行った。	・取組事項を達成できたため、継続して周知活動を行っていく。
向 上 育 め に 関 わ る 職 員 の 資 質	教職員研修の推進及び体制の強化	03-4-1	児童生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見・早期対応が出来る組織体制の充実・強化に努める。 また、子育てに関わる職員の資質の向上のため研修会を継続して実施する。	学校教育課	・学校生活アンケートの実施と教育相談 ・児童生徒指導委員会の開催 ・校内研修の実施	・全ての学校で、毎月学校生活アンケートを実施し、学期に一度ははじめに特化したアンケートを実施した。またそのアンケート結果をもとに児童生徒指導委員会を開催し教育相談を行った。行内研修計画に沿った校内研修を実施した。	・全ての学校で行内研修計画に沿った教職員研修を実施した。今後も継続した研修会の実施とともに、特に若年教員の資質向上を図るための研修会を進める必要がある。	
		03-4-2	職員研修事業	人権・部落問題の本質を理解し、人権に対する感覚豊かな職員の育成及び保育に関わる職員の資質向上のための研修会を開催する。	こども育成課	・保育所職員人権研修（実施回数1回）	・保育所職員人権研修 1回 実施	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(4) 高齢者の人権問題	① 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加の推進	04-1-1	老人クラブ活動の推進	老人クラブへの支援を行い育成に努める。	高齢者介護課	老人クラブが行う健康増進活動や地域福祉事業、高齢者相互支援事業等に対し、補助金を交付するほか、その活動や組織の活性化を図るための支援を行う。	・老人クラブが行う事業等に対し、補助金を交付し、その活動や組織の活性化を図り、高齢者の生きがいがいづくりに社会参加に努めた。	・コロナ禍で一部実施できない事業はあったが、新型コロナウイルス感染症の収束状況に応じて事業を実施し、高齢者の生きがいがいづくりに社会参加に繋げることができた。
		04-1-2	交流・健康増進・介護予防事業の推進	おたっしゅクラブや出前講座等を通じて、生きがいがいづくりに介護予防につながる高齢者の交流・健康増進の事業を推進する。	高齢者介護課	・おたっしゅクラブ、出前講座やフレイルサポーター養成講座及びフレイルチェックを実施する。	・高齢者の交流・健康増進の事業の実施 おたっしゅクラブ 76回 255人 出前講座 93回 フレイルサポーター養成講座 1回 フレイルチェック 4回	・高齢者の交流・健康増進の事業の実施をすることにより、高齢者の交流・健康増進を図ることができた。
		04-1-3	生涯学習推進	人材バンク事業の推進を図り、学校や地域の生涯学習活動を活性化化する。	生涯学習課	・学校を中心に人材バンクの活用を促進する。 人材バンク派遣回数（年間80回）	・コロナ対策により中断していた学校からの依頼も少しずつ再開されている。（年間18回）	・学校でも様々な活動が再開されていることから、改めて積極的な活用促進に向けて広報を行う必要がある。
		04-1-4	公民館活動活性化推進	講座を通して生涯学習を推進し、あわせて積極的な社会参加を図る。	生涯学習課	・地区公民館において各種の講座や教室を開催する。	・公民館講座 18講座実施	・地域住民の生きがいがいづくりの場を提供することができた。 ・ actual生活に即した講座を開催するため、ニーズの把握に努める必要がある。
② 高齢者へのサービスの充実と環境づくり	② 高齢者へのサービスの充実と環境づくり	04-2-1	相談事業の充実	在宅介護支援センターや高齢者相談支援センター等を含め他課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築に努める。	健康課	・出前講座や各種健康教室の開催 ・関係機関と連携し、必要に応じ訪問支援を実施	・出前講座（テーマ：高齢者とうつ）7回開催 ・健康度測定会：2回 126人参加 ・健康プラス教室：1回 29人参加	・いずれも多くの高齢者が参加され、生活習慣改善意欲の向上に資することができた。
					高齢者介護課	・相談対応する課を含め、他課や関係機関との連携 ・情報共有を行い、相談体制の構築を図る。	・高齢者からの相談に対応する際には、関係課や関係機関との連携・情報共有を行い、対応するよう努めた。	・今後も関係課や関係機関との連携・情報共有を行い、相談体制の構築を図ってきたい。
		04-2-2	職員の資質の向上	高齢者に対する保健・医療・福祉に関する担当職員として高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう努める。	健康課	・県や市主催の研修会等に積極的に参加するとともに、関係課等と情報共有等による支援体制の強化に努める。	・関係各課との円滑な連携、情報共有により、適切な支援を行った。	・研修機会の確保に努め、更なる相談支援体制の充実に努めたい。
					高齢者介護課	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、適切な支援を実施する。	・接遇やクレーム対応等の研修に参加し、課内の職員に伝達した他、高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援を行うよう努めた。	・今後も高齢者の相談・苦情に対し、適切な支援が出来るよう研修会等に参加し、職員の資質の向上に繋げたい。
04-2-3	地域包括ケアシステムの構築	在宅医療・介護連携推進事業等で関係機関との連携強化を図り、医療と介護、住まいなどの切れ目ないサービス提供体制の構築に努める。	高齢者介護課	・在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会等に参加し、サービス提供体制の連携強化を図る。	・在宅医療・介護連携推進事業関連の多職種研修会や5ブロック地域包括システム協議会等に参加し、情報共有やサービス提供体制の連携強化に努めた。	・今後も在宅医療・介護連携推進事業関連の研修会や会議に参加し、情報共有を行うことで、サービス提供体制の連携強化に繋げたい。		
04-2-4	在宅高齢者福祉サービスの充実	生活管理指導員派遣事業や生きがい対応デザイナーサービス事業など、在宅高齢者の支援に努める。	高齢者介護課	・高齢者が介護の必要な状態にならないように予防し、また自立した生活を送ることができるように各種事業を実施し、高齢者福祉の増進を図る。	・在宅高齢者福祉サービスの実施 生活管理指導員派遣事業 320回 生きがい対応デザイナーサービス事業 325回	・在宅高齢者福祉サービスについては、高齢者の生活実態に応じ、事業内容を検討していきたい。		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
	③ 高齢者の地域生活の支援体制	04-3-1	ひとり暮らし高齢者等の安否確認	配食サービス事業や緊急通報システム事業により、虚弱等により食事の確保が困難な高齢者や心疾患等を有するひとり暮らし高齢者等の安否確認を行い、見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・配食サービス事業における配達時の安否確認や緊急通報システム事業における緊急時の対応等により見守り体制の構築を図る。	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業の実施 配食サービス利用者数 209人 緊急通報システム利用者数 63人 (R5年3月現在)	・ひとり暮らし高齢者等の見守り事業により安否確認や緊急時の対応等を実施することで、高齢者の生活の質の確保と自立した日常生活の継続に繋げることができた。
		04-3-2	地域での見守り体制の構築	地域住民や民生委員による声掛けや民間事業者との見守り活動に関する協力協定など、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築に努める。	高齢者介護課	・民生委員とのひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うほか、随時、民間事業者との協力体制の構築を図る。	・民生委員とひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行い、安否確認及び見守りを図った。民間事業者とは「見守りネットふくおか」の協定に基づき、高齢者の異変の際、通報をもらうことで、高齢者の見守りに努めた。	・民生委員とはひとり暮らし高齢者見守り活動に関する情報共有を行うことで連携している。民間事業者とは、新たに「見守りネットふくおか」の協定を締結した事業者に対し、随時、高齢者の見守りを依頼し、協力体制の構築を図ることができた。
	④ 認知症高齢者への対応	04-4-1	周知・普及啓発活動	出前講座等で認知症についての理解を深めてもらう、相談、訪問指導を実施する。	高齢者介護課	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深め、随時相談、訪問指導を行う。	・認知症サポーター養成講座の実施 ・認知症サポーター養成講座 3回	・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解を深めることで、相談、訪問指導の実施に繋げることができた。
		04-4-2	認知症高齢者の成年後見制度の推進	利用促進のための広報・普及活動を実施するとともに、利用に係る経費に対する助成を行う。	高齢者介護課	・広報掲載（年1回）や周知のため、リーフレットの配布や成年後見制度の報酬助成等を行う。	・成年後見制度利用促進のための広報掲載やリーフレットの配布 ・成年後見制度の報酬助成 0件	・広報掲載やリーフレットの配布による成年後見制度の普及に努めた。
		04-4-3	認知症高齢者等の見守り体制の構築	認知症地域支援推進員等を設置し、地域に集える場のオレンジサロン、チームオレンジの立ち上げや認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーター数を増やし、地域の見守り体制を構築に努める。	高齢者介護課	・認知症地域支援推進員を中心に、オレンジサロンやチームオレンジ活動及び認知症サポーター養成講座を実施し、地域の見守り体制づくりを行う。	・認知症地域支援推進員の設置 3人 ・オレンジサロン設置数 14箇所 ・認知症サポーター数 延べ2,809人	・認知症地域支援推進員を中心に、各種事業を実施することにより、地域の見守り体制づくりに繋げることができた。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(5) 障がいのある人の人権問題	① 人権教育・啓発の推進と共生社会の実現	05-1-1	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報や情報媒体を積極的に活用し周知を図る。	社会福祉課	・広報や市のホームページを活用し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、周知していく。	・障がいのしおりを作成し、ホームページにおいても公開して情報提供している。飯塚圏域基幹相談支援センターのホームページにおいても、事業所の情報などを公開している。	・今後も継続して行う。
		05-1-2		市職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深め、状況に応じた適切な対応ができるよう、必要な研修を実施する。	人事秘書課	・障害者差別解消法を含めた内容の人権研修を実施し、状況に応じた対応が出来る職員を育成する。	・「障がいを理由とする差別の解消の推進」と題し、必要に応じた対応が出来るよう、法律だけでなく実践的な内容を含む研修を実施した。	・法律だけでなく、実践的な研修を継続して実施する必要がある。
		05-1-3	学校教育における福祉教育の推進	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育む交流教育を推進する。 また、学校教育現場において、障がいのある児童とない児童の交流の機会の充実を図り、福祉教育を積極的に拡大する。	学校教育課	・計画的、日常的な交流授業の推進	・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行った。	・今後も障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが、日常的な交流の中で共に触れ合うことでお互いを理解し「ノーマライゼーション」の理念を根づかせ、共に豊かな人間性を育むため計画的、日常的な交流授業を行う。
	② 障がいのある人への権利擁護	05-2-1	権利擁護の推進	障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図るとともに、消費者被害防止に向けた情報提供やニセ電話詐欺などの犯罪被害にあわないように啓発に努める。 また、関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。	総務課	・福岡県弁護士会に一人30分の無料法律相談事業等相談事業の実施を市民に広く周知し、市民が相談を受けられる環境の整備を図る。	・年間219人相談実施	・今後も継続して行っていく。
					防災対策課	・嘉麻警察署と連携を行い、ニセ電話詐欺などの被害防止に取り組むとともにホームページ等での啓発を行う。	・嘉麻警察署と連携し、ニセ電話詐欺事案が発生した際は、すぐにホームページや防災無線等での情報提供を行い被害防止に取り組んだ。またホームページ等での啓発を行った。	・今後も引き続きホームページや防災無線等での被害防止や啓発を行うと同時に取り組みを強化していく。
					社会福祉課	・関係機関と連携しながら、相談体制を整え、成年後見制度を周知していく。	・身体・知的・精神障がい者相談員を配置し相談支援を行っている。また、飯塚圏域基幹相談支援センターにおいても、様々な相談に対応している。	・今後も継続して行う。
		産業振興課	・消費者被害を防ぐため、飯塚市消費生活センターや関係機関と連携を図り、情報提供や啓発に努めるとともに相談体制の充実を図る。	・飯塚市消費生活センター等との連携を深めた。 ・令和4年度飯塚市消費生活センター相談件数1,160件（うち嘉麻市169件）	・今後も引き続き連携していく。			
	05-2-2	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努める。	社会福祉課	・虐待に対応する職員の継続的な研修等を行い、相談体制を充実させ、障がいのある人の虐待の防止や早期発見に努めていく。	・虐待飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにて相談体制の充実、虐待の防止研修を受講した。虐待相談や通報により早期発見を行い、施設への立入調査、擁護者への聞き取り調査を行った。	・虐待飯塚圏域障がい者基幹相談支援センターにて相談体制の充実、虐待の防止研修を受講し、早期発見に努める。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
◎自分らしい自立した生活の支援	情報提供の充実	05-3-1	情報提供の充実	<p>広報紙や市のホームページ、「福祉のしおり」やパンフレット等の配布など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図る。</p>	社会福祉課	<p>・広報への掲載や市のホームページ、「障がい福祉のしおり」を活用し、情報提供の充実を図っていく。</p>	<p>・障がい福祉のしおりを作成し、紙媒体で配布、ホームページで公開している。 ・障がい者週間について、広報で周知を行う。</p>	<p>・今後も継続して行う。</p>
		05-3-2	相談支援体制の充実	<p>障がいのある人やその家族等からの福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を近隣自治体と共同で推進する。 また、身体・知的・精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努め、障がいのある人の身近なところで相談が行える体制づくりを推進する。</p>	社会福祉課	<p>・基幹相談支援センターを地域の相談の拠点とし、支援を行っていく。 ・身体、知的、精神障がい者相談員について広報紙等で制度の周知に努めていく。</p>	<p>・身体・知的・精神障がい者相談員を配置し相談支援を行っている。また、飯塚圏域基幹相談支援センターにおいても、様々な相談に対応している。 ・身体、知的、精神障がい者相談員について広報紙に掲載した。</p>	<p>・今後も継続して行う。</p>
		05-3-3	障がい者福祉サービスの充実	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティア団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図る。</p>	社会福祉課	<p>・地域活動支援センターの機能を強化し、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図るとともに、生活援助や移動支援などの充実を図っていく。</p>	<p>・飯塚圏域基幹相談支援センター及び計画相談支援事業所と障がい者が、サービス利用希望に応じた支援給付について検討し、相談支援専門員が適切なサービス等利用計画の作成を行い、日中活動の場や機会の充実を図った。</p>	<p>・今後も継続して行う。</p>
		05-3-4	障がい者地域自立支援ネットワークの運営	<p>関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。</p>	社会福祉課	<p>・障がい者地域自立支援ネットワークを開催し、協議を行っていく。</p>	<p>飯塚圏域自立支援ネットワークにおいて、2市1町担当者、飯塚圏域基幹相談支援センターと情報共有し、障がいのある人の住まいや生活の場の確保などの推進について協議した。</p>	<p>今後も継続して行う。</p>

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
④ 社会参加機 会の充実	05-4-1	福祉環境整備の促進	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努める。	総務課	・本庁舎の駐車場については、障がい者及びふくおかまごころ駐車場を設置。今後も市民の要望を含め、本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努める。	・本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努めている。	・今後も継続して行っていく。	
				防災対策課	・避難所においては、避難生活の負担を軽減できるような施設等と連携を行い対策に努める。	・避難所班及び避難所担当部署等に依頼し、避難行動要支援者の受入れ場所等を事前に検討した。	・引き続き、関係部署と連携を図り、必要な備品を購入するなど、よりよい環境づくりを行う。	
				環境課	・納骨堂については施設利用者の高齢化も進んでいることから、引き続き施設本体や進入路の段差解消などのバリアフリー化等の実施に努める。	・納骨堂において、施設利用者が歩行しやすいよう段差などの解消をおこなった。	・今後も引き続き、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮を行う。	
				高齢者介護課	・施設によりハード面でのバリアフリー化整備には違いがあるが、障がいの有無や年齢、性別、国籍などによってサービスが制限されることがないよう環境づくりに取り組む。	・社会福祉施設の管理運営については、指定管理制度を導入しており、民間企業による適切な管理運営に努めた。	・社会福祉施設の老朽化が進んでおり、改修工事等を行う場合は、ハード面でのバリアフリー化整備も含め実施していく必要がある。	
				社会福祉課	・公共施設等のバリアフリー化の推進、道路環境の改善の推進に努める。	・障がいのしおりを作成し、ふくおか・まごころ駐車場やバリアフリーマップ等についての情報提供を行った。	・今後も継続して行う。	
				こども育成課	・児童、保護者、学校等と連携しながら、安心して利用できる施設環境の整備に努める。	・適正な保育環境のもとで保育が実施できるように施設の環境整備に努めた。	・目標としていた取組事項は達成できたので、継続して行っていく。	
				産業振興課	・障がいのある人等の利用が見込まれる施設において、安全かつ快適に利用できるよう配慮する。施設の整備においては、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく整備を図っていく。	・障がいのある人等の安全かつ快適な利用のため配慮を行った。	・今後も引き続き、障がいのある人等の安全かつ快適な利用のための配慮を行う。必要に応じて整備を行う。	
				住宅課	・市営住宅において、障がいのある方が椅子やベットでの生活が快適に送れるよう、一部畳の部屋をフローリングへ順次改修を行う。	・市営住宅の空家改修時に、一部畳の部屋をフローリングによる改修を行った。	・今後も障がいのある方が、快適に生活できるよう、フローリングへの改修を順次行う。	
				土木課	・市道及び公園の整備にあたっては、関係条例に基づきバリアフリー化を推進する。	・インクルーシブ遊具、車いすの進入が可能な車止めを設置。	・市道については、用地買収を含めた道路改良を計画的に実施する必要があります。 ・公園については、引き続きインクルーシブ遊具の設置を推進していく。	
				学校施設課	・義務教育学校施設整備において、生徒を含む全ての来校者が安全かつ円滑に利用することができるよう、エレベーターやバリアフリートイレ等を設置する。	・全義務教育学校にエレベーターやバリアフリートイレ、スロープを設置した。	・校舎内の案内板についても、誰もが見やすく分かりやすいデザインを心がけることができた。	
生涯学習課	・市民が安心して利用できるよう公民館施設の適正な維持管理を行う。	・年次計画どおりの修繕は遅滞なく実施。 ・突発的な修繕等は予算の範囲内で実施。	・施設の適正な維持管理に努めることができた。 ・障がいの有無に関わらず、多くの人が利用しやすい施設となるよう、ご意見や要望があった際には、関係部署と連携し対応できるよう努める必要がある。					

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
⑤ 障がいのある人への就労支援					スポーツ推進課	・体育施設においては、概ねバリアフリー化されているが、どなたでも安全に利用できるような配慮を行い、改善に努める。	・どなたでも体育施設が安全に利用できるような配慮に努めた。	・どなたでも利用しやすい体育施設を目指し、利用者からのご意見やご要望に耳を傾け、より良い環境づくりに取り組む。 ・利用者の安全面に配慮するよう努める。
					碓井市民地域振興課	・障がいのある方に対し、総合支所の駐車場や庁舎にわかりやすいサインを設置し、設備を含め安全に配慮した利用しやすい環境づくりを図る。	・支所内だけでなく、駐車場や支所周辺の維持管理を適切に行うことで、安全に利用できる環境を整えた。	・高齢者や障がいのある人が、利用しやすい環境を維持するため、継続して施設整備等を行う。
					山田市民地域振興課	・山田総合支所は、バリアフリー及びユニバーサルデザインで設計されたものであるが、高齢者や障がいのある人にもより安全に利用していただけるよう、施設の管理者として常に整備や改善に努める。	・支所内だけでなく、駐車場や支所周辺の維持管理を適切に行うことで、安全に利用できる環境を整えた。	・高齢者や障がいのある人が、利用しやすい環境を維持するため、継続して施設整備等を行う。
					嘉徳市民地域振興課	・嘉徳総合支所は、バリアフリー及びユニバーサルデザインで設計されたものだが、高齢者や障害のある人にも、より安全に利用していただけるよう、常に整備や改善に努める。	・支所内だけでなく、駐車場や支所周辺の維持管理を適切に行うことで、安全に利用できる環境を整えた。	・高齢者や障がいのある人が、利用しやすい環境を維持するため、継続して施設整備等を行う。
					人権・同和対策課	・誰もが利用しやすい施設とするため、更なる充実した施設を目指すとともに、安全に利用できるような取組を行う。	・新たに整備した箇所はなかったが、利用者が安全に利用できるような取組を行っている。	・誰もが利用しやすい施設とするため、日常業務において意識するとともに、更なる充実した施設を目指す。
	05-4-2	教職員の障がい者支援等の研修会への参加の推進	障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。	学校教育課	・各種研修会への参加と校内研修会での他の職員への還元	・コロナ禍のため障がい者支援等の研修会などは参加できなかった。しかし、オンライン形式での学習会を実施するなど教職員の障がい者支援の取組を推進した。	・コロナの状況をふまえて障がい者支援等の研修会・手話通訳者養成講座などの参加について推進を図る。	
	05-4-3	コミュニケーション支援の充実	手話奉仕員などの養成・派遣事業の充実を図るとともに、市が実施する講演会において、ボランティア団体と連携し、手話同時通訳等を配置するなど、コミュニケーション支援の充実を図る。	社会福祉課	・手話通訳等を行える体制を構築し、コミュニケーションの充実を図っていく。	・手話奉仕員養成講座を実施し、手話奉仕員の養成や登録に努めた。身体障がい者スポーツ大会へ意思疎通支援事業として手話奉仕員を派遣した。	・手話の会会員の減少及び高齢化による支援の難しさが課題となっている。	
	05-5-1	就労支援の推進	飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がいのある人の就労等に関する情報提供や相談に応じ、支援に努めるとともに、事業主に対し、障がいのある人が働きやすい施設・設備の整備や助成制度についての啓発を行い、適切な情報提供の促進を図る。	社会福祉課	・飯塚公共職業安定所（ハローワーク）や県内の障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、就労支援を行っていく。	・飯塚圏域基幹相談支援センター及び相談支援事業所において、障がいのある人の就職等についての支援を行った。	・今後も継続して行う。	
	05-5-2	障がいのある人の雇用の推進	計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、障がいのある人の雇用の推進を図る。	人事秘書課	・新規採用試験の採用に当たっては、障がいのある人の雇用の促進を図り、法定雇用率を遵守していく。	・新規採用職員及び会計年度任用職員を雇用する際には、障がいのあるなしにかかわらず、広く募集を行った。また障がいに対する理解の促進を促し、直面している困難や周囲の環境に応じた対応に努めた。	・国が定める法定雇用率を遵守する必要があるが、競争試験という過程で合格者が出ないことも想定し、正規職員だけでなく会計年度任用職員など採用時にも併せて、障がいのある人についても広く募集を行い、雇用に繋げることで法定雇用率が遵守できるよう努めるがある。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
権(6)アイヌの人々の人	①	06-1-1	人権問題研修	アイヌ民族の歴史や文化、伝統などを正しく理解できるよう、人権週間・地域人権研修会等での啓発活動の充実を図る。	人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動を推進する。	・「アイヌの方々のための電話相談」に関する事項について、市報やポスターなどを活用して情報発信を行った。	・市民の方への相談業務の一環にてアイヌ民族に関する情報について、今後も発信していく。
		(7)外国人の人権問題	①の講演会や交流活動	07-1-1	交流活動の推進	研修会・フェスティバル等を開催し、異なる文化・風習を認め合うことで外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた交流活動の実施に努める。	人権・同和対策課	・多文化交流を目的に研修会等を企画する。（年1回）
た③人差別教育意識の啓発の推進	②環境づくりや相談支援体制・情報等の提供	07-2-1	情報提供の推進	在住外国人が求めている情報を提供できるよう、情報の収集に努める。 また、相談窓口の紹介や国際交流イベント等の情報を多言語で提供できるよう努める。	企画財政課	・市報やホームページの充実を図る。 ・相談件数の減少に伴い、多言語出張相談会の中止が検討されているため、これに代わる対応を県国際交流センターと協議し、実施内容・方法などを検討する。	・在住外国人が求めている情報を提供できるよう、情報の収集を行い、関係課と連携して、相談窓口の紹介などを多言語での提供に努めた。 多言語出張相談会に代わる対応については、コロナ禍の影響等により達成できていない。	・多言語出張相談会に代わる対応については、達成できていないため、市報やホームページ等の広報の充実と合わせ、継続的に取組を行っていく。
		07-2-2	庁舎内における窓口案内の整備	窓口標記や案内標記を多言語化するなど、在住外国人をスムーズに担当部署に案内できるよう環境を整備する。	総務課	・窓口案内表示は英語表記をしているが、今後も改善に努める。	・本庁舎が利用しやすくなるよう改善に努めている。	・今後も継続して行っていく。
					市民課	・窓口業務委託事業者と連携しながら、総合案内窓口などで翻訳アプリ等を利用し、在住外国人をスムーズに担当部署に案内できるよう引き続き環境の整備に努める。	・窓口には翻訳アプリが利用できるタブレットを準備しており、スムーズに対応できるよう努めている。	・今後とも継続して、在住外国人の窓口対応をスムーズにできるよう取り組んでいく。
		07-2-3	多文化共生事業の推進	在住外国人向けの日本語教室を開催し、適応指導、教育相談などの充実や学習活動の推進を図る。	生涯学習課	・市内在住の外国人を対象として日本語教室を開催する。	・5名が受講し計16回開催した。	・受講生が少ないため在勤・在住の外国人の状況把握に努めるとともに、外国人が受講しやすい環境整備について検討する必要がある。
		07-3-1	人権問題研修	住民の国際理解を深めるための研修会を開催し、在住外国人への相互理解の促進に努める。	人権・同和対策課	・外国人への差別意識を解消するため、外国人の人権問題についての研修や市報・ホームページなどを活用した啓発を行う。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止によりイベントが中止となり、異なる文化への理解を深めるといった情報を提供する機会を持つことができなかった。	・外国人に対する差別的な事象などの報告はなかったが、専門機関へのアナウンスといった情報提供に努める。
生涯学習課	・関係機関等と必要に応じて連携を図り、協力体制を推進する。				・外国人講師を招き、講座等を実施した。	・異文化に触れる講座等を実施したことで相互理解の促進が図れた。		
07-3-2	人権教育・啓発の推進	児童・生徒に対して、国際理解教育（総合学習）の実施等学習プランの推進に努める。	学校教育課	・計画的な国際理解教育の推進	・児童、生徒に対して総合学習の授業により計画的な国際理解教育の推進した。	・児童、生徒に対して総合学習の授業により計画的な国際理解教育の推進を図る		

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(8) HIV感染者・新型コロナウイルス感染者等	①	08-1-1	相談・支援体制の整備	感染症に対する相談業務の充実を図り、支援体制の強化に努める。	健康課	・相談者のニーズに応じた速やかな対応ができるよう、県等関係機関の支援体制を適切に把握するとともに、所管課として寄り添った支援を行う。	・主に新型コロナウイルス感染症に係る相談対応について、県が実施する各種対策を適切に案内するとともに、ワクチン接種の実施主体としては円滑な事業実施に努めた。	・感染症法上5類となった新型コロナウイルス感染症について、今後の感染状況を注視しながら、対応の変更点等について適切に周知を図る。
		08-1-2	啓発活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	健康課	・広報紙、市ホームページ及び防災無線等を活用し、正しい理解のための周知啓発を行う。	・新型コロナウイルス感染症に係る周知啓発にあたっては、人権尊重を念頭に行った。	・今後人権尊重を念頭に、適切かつ正確な周知啓発に努める。
					人権・同和対策課	・人権に関する相談業務の周知に努め、関係課及と連携してその対応に取り組んでいく。	・昨年より引き続き広報嘉麻に毎月関連記事を掲載し、相談に関する窓口について周知を行った。	・相談実績はないが引き続き、幅広い相談業務に対応できるよう、関係課との連携のもと対応について取り組んでいく。
08-1-3	児童・生徒を対象とした学習（道徳・保健体育）	エイズ、性感染症及びその防止について学習を推進する。また、そのことにより、感染者等に対して理解を深め、人権意識の育成を図る。	学校教育課	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図った。	・道徳、保健体育の時間等を活用し、感染症などについて学習することによって、感染者等への理解を深め人権意識の育成を図る。		
(9) ハンセン病患者・回復者	①	09-1-1	啓発普及活動	偏見や差別意識を解消するため、誤った情報に惑わされることのないよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・市民の方が正しく理解して頂けるよう市報などを活用して啓発活動を推進する。	・相談業務の中で実績はなかった。新たな啓発物なども特になく実績はなかった。	・引き続き、幅広い相談内容に対応できるよう取り組み、関係課との連携のうえ啓発活動に努める。
(10) 家族の犯罪被害者とその人権問題	①	10-1-1	犯罪被害者に対する相談体制・支援の推進	各種情報などを提供するとともに人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	防災対策課	・ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金・奨学金等制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。	・ホームページで犯罪被害者のための相談窓口や基金・奨学金等制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。	・引き続き、ホームページ等で犯罪被害者のための相談窓口や基金・奨学金等制度の紹介等の広報活動による啓発を行う。
					人権・同和対策課	・人権に関する相談業務の周知に努め、国及び県等の関係機関の協力のもと、関係課と連携してその対応に取り組んでいく。	・相談業務の中で実績はなかった。 ・福岡県犯罪被害者等支援計画に関連した相談窓口一覧作成について、嘉麻市の犯罪被害者等に係る人権に関する相談・支援の窓口として報告を行った。	・引き続き、幅広い相談内容に対応できるよう、関係課との連携を図りながら取り組んでいく。
(11) 刑期を終えて出所した人の人権問題	①	11-1-1	相談・支援体制の整備	人権擁護委員等による相談対応、相談業務の周知を図るとともに、相談、救済希望者の対策に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談業務の周知に努め、国及び県等の関係機関の協力のもと、関係課と連携してその対応に取り組んでいく。	・相談業務の中で実績はなかった。新たな啓発物なども特になく実績はなかった。	・引き続き、幅広い相談内容に対応できるよう、関係課との連携を図りながら取り組んでいく。
		11-1-2	啓発活動	保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」強調月間、「再犯防止啓発月間」において、広報紙や街頭などで、犯罪・非行・再犯の防止を啓発する。	社会福祉課	・補助金交付等を通じて、保護司会の活動を支援する。	・保護司会に補助金を交付し、保護司会の活動を支援した。	・今後も継続して行う。

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(12) インターネット上の人権問題	①	12-1-1	インターネット等を利用した差別行為の防止	国に対し、インターネット等を利用した差別行為の防止対策について要望していく。 また、モニタリングを実施する。	人権・同和対策課	・引き続き福岡市長会などを通じ要望するとともに、モニタリングの充実を図っていく。	・福岡市長会を通じ「人権擁護の推進・同和問題の早期解決」について共同して要望。 ・モニタリング実施中。（プロバイダーが外国にあり対応困難な事例の案件について、福岡県に報告した事案などあり。）	・継続して取り組んでいく。
		12-1-2		情報の収集及び発信に関する個人の責任や情報モラルに関する理解を深められるよう啓発に努める。	人権・同和対策課	・市報やホームページなどを活用して啓発活動を推進する。	・嘉麻市ホームページを活用し、年次に合わせてネットトラブルや誹謗中傷に関する各種相談窓口について、周知を行った。	・ホームページのみならず、各種媒体を通じて情報発信など啓発に取り組んでいく。
		12-1-3		学齢期の児童生徒の情報モラル教育及び情報活用能力の向上に努める。	生涯学習課	・市民が容易に情報に接する機会に対し、情報端末の効果的な活用を推進する。	・情報端末を正しく安全に利用するとともに、情報を正しく安全に活用するための知識や技能について、様々な機会を通じ、啓発を行った。	・情報社会の危険から身を守り、不適切な情報に対応するとともに、危険を予測し被害を予防していくため、継続的に啓発を行っていく。
(13) 性的少数者の人権問題	①	13-1-1	性的少数者に対する啓発及び相談体制の充実	性的少数者に対する理解を促進するための啓発に努め、相談体制の充実を図る。	市民課	・性的少数者に対する理解を促進するため、管理職等（係長含む）が積極的に研修会に参加。課内3名程度（年間） ・課内研修会や職員面談等での情報共有を図る。 ・窓口対応の際など、相談があった場合に備え、担当部署と連携体制の構築に努め、また、窓口業務委託事業者への周知も合せて行い、庁内における相談受付体制を推進する。	・性的少数者に対する理解を促進するための研修会には参加できなかった。しかし、相談体制については委託業者との体制づくりの推進を図ることができた。	・研修会に参加することができず、理解を十分に深めることに至らなかったが、相談体制の充実には努めることができた。
				男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づきLGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発を行う。	・男女共同参画社会基本計画に基づき、LGBTなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発及び進捗管理を行った。	・今後も継続して実施する。	
				人権・同和対策課	・相談に関する部分については、県や関係団体との連携を図っていくとともに、人権に関する市民意識調査の結果を踏まえた啓発など対応に努める。	・人権週間に行った生涯学習課のパネル展に際し、関連するポスターなどを掲示（12月～翌年3月）	・福岡県が取り組んでいるパートナーシップ宣誓制度に関する案件で、嘉麻市の行政サービスにおいて協力体制を構築していく。（令和5年度中）	
(14) ホームレスの人の人権問題	①	14-1-1	ホームレスの人々に対する相談体制の充実	ホームレス状態の人が置かれている状況を理解し、相談体制の充実を図り、個々に応じた支援に努める。	人権・同和対策課	・人権に関する相談業務の周知に努め、関係課と連携してその対応に取り組んでいく。	・相談業務の一つとして捉えているものの、相談実績はなかった。	・人権相談に関する取り組みの中で、対応できるよう引き続き取り組んでいく。
				社会福祉課	・嘉麻市社会福祉協議会等の相談対応の支援に努める。	・関係課及び社会福祉協議会と連携し、個々に応じた支援に努めた。	・今後も継続して行う。	

2. 分野別人権施策の推進

分野名	項目名	No.	取組項目	取組内容	担当部署	事業概要		
						令和4年度取組事項	令和4年度実績	成果と課題
(イ) 被害者等の人権問題	①	15-1-1	研修・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」などの機会を活用し、拉致問題の関心と認識を深めていくための周知及び啓発を推進する。	人権・同和対策課	・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、市民の方への啓発活動に取り組む。	・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせホームページへ掲載 大画面モニターにポスター掲示（12月） デジタルサイネージによる啓発週間の掲示（12月）	・拉致問題に関する認識を深めてもらうための周知など、市民へ継続的に実施していく。
		15-1-2		国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発に努める。	学校教育課	・社会科、総合的な学習の時間等を活用し、啓発を行う。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるよう啓発を実施した。	・社会科、総合的な学習の時間等で、国が作成した拉致問題に関するアニメ等の教材を活用して、児童生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考えていくことができるようさらなる啓発に努める。
(ロ) 災害発生時の人権問題	①	16-1-1	災害時に備えた支援と啓発	避難行動要支援者名簿や個別計画を作成し、非常時に迅速に対応できる体制づくりに努める。 避難所ではプライバシーの確保や被災者に対する人権侵害防止に配慮して避難所運営を行う。	防災対策課	・避難所班会議及び避難所運営訓練において、避難所運営における、女性、ペット、DV被害者への配慮について再確認を行う。	・4月に避難行動要支援者名簿を更新し関係者に配布した。また、6月避難所運営訓練を実施し、避難所運営の際の留意事項や備品の使用方法について確認した。	・大きな混乱なく避難所運営を行うことができた。今後も避難所班と協議を行い、人権に配慮した避難所運営に努める必要がある。
					男女共同参画推進課	・嘉麻市男女共同参画社会基本計画に基づき男女共同参画の視点が反映されるよう避難所マニュアル等を関係団体と協働しながら改定し充実させる。	・避難所マニュアル等の改定にあたっては、男女共同参画の視点が反映されるよう防災対策課と連携し実施した。 ・「男女共同参画の視点からの防災・減災に向けた取り組みについて」をテーマとした研修を実施した。	・今後も継続して実施する。
					人権・同和対策課	・国や県の関係機関、関係各課と連携しながら、人権侵害や風評被害の予防に関する情報などの周知を図る。	・災害時に関する対応の中で、特に問題となるようなケースはなかった。また、新たな啓発物などの実績はなかった。 ・嘉麻市国土強靱化地域計画における、隣保館に関する内容の修正を行った。	・問題事案は発生しなかったが、関係課を通じ国や県の関係機関からの情報共有など、継続して取り組む必要がある。
					高齢者介護課	・避難行動要支援者名簿を関係機関や地域の支援者に配布し、情報共有することで、地域全体で要支援者を見守る体制の構築を図る。避難所については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するほか、避難者のプライバシーが確保できるよう取り組む。避難所の運営については、職員と住民が一体となり人権侵害防止に配慮した避難所運営に取り組む。	・避難行動要支援者名簿については、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、行政区長、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に配布し、情報共有を図った。 避難所については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するほか、適正な避難所運営に努めた。	・避難行動要支援者名簿については、地域への情報提供に同意していただいた要支援者のみ記載しており、今後も同意していただける要支援が増えるよう、避難行動要支援者対策事業の啓発に取り組む必要がある。
					社会福祉課	・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ配付し、災害等の非常時に迅速に対応できる体制整備を行う。また、プライバシー確保、人権侵害防止に留意し、避難所運営にあたる。	・避難行動要支援者名簿を作成し、情報提供に同意いただいた名簿を警察、消防、民生委員、行政区、自主防災組織等支援関係者に配布し、地域での支援に繋げた。また、相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者の個別計画を作成し、適切な支援ができるような体制づくりに努めた。	・相談支援事業所と情報共有し、個々の障がいの特性に応じた支援に努めていく。